

岩殿沢公衆トイレ新築工事

図 面 リ ス ト					
意 匠 図		構 造 図		設 備 図 解 体 図	
図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名
A－0 1	特 記 仕 様 書 （その1）	S－0 1	構造特記仕様書 その1	E－0 1	電 気 設 備 特 記 仕 様 書
A－0 2	特 記 仕 様 書 （その2）	S－0 2	構造特記仕様書 その2	E－0 2	電 気 設 備 配 置 図 ・ 詳 細 図
A－0 3	特 記 仕 様 書 （その3）	S－0 3	木造在来軸組工法標準図 その1	E－0 3	電 気 設 備 平 面 図
A－0 4	特 記 仕 様 書 （その4）	S－0 4	木造在来軸組工法標準図 その2	E－0 4	照 明 器 具 姿 図
A－0 5	特 記 仕 様 書 （その5）	S－0 5	木造在来軸組工法標準図 その3		
A－0 6	特 記 仕 様 書 （その6）	S－0 6	木造在来軸組工法標準図 その4		
A－0 7	工 事 概 要・仕 上 表・案 内 図	S－0 7	構造関係共通図(配筋標準図・その1)	M－0 1	機 械 設 備 特 記 仕 様 書 1
A－0 8	求 積 図・求 積 表	S－0 8	構造関係共通図(配筋標準図・その2)	M－0 2	機 械 設 備 特 記 仕 様 書 2
A－0 9	配 置 図	S－0 9	構造関係共通図(配筋標準図・その3)	M－0 3	機 械 設 備 配 置 図 ・ 詳 細 図
A－1 0	平 面 図・内部仕上表	S－1 0	構造関係共通図(配筋標準図・その4)	M－0 4	機 械 設 備 平 面 図
A－1 1	立 面 図1	S－1 1	基 礎 伏 図	M－0 5	浄 化 槽 詳 細 図
A－1 2	立 面 図2	S－1 2	金 物 図		
A－1 3	断 面 図	S－1 3	土 台 図		
A－1 4	矩 計 詳 細 図	S－1 4	小 屋 伏 図		
A－1 5	展 開 図 1	S－1 5	軸 組 図 1		
A－1 6	展 開 図 2	S－1 6	軸 組 図 2		
A－1 7	天 井 伏 図				
A－1 8	平 面 詳 細 図				
A－1 9	雑詳細図				
A－2 0	建 具 表				
A－2 1	造成・仮設計画図				
A－2 2	外構詳細図				

工 事 名

岩殿沢公衆トイレ新築工事

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所

小鹿野町両神薄地

用途地域 都市計画区域外

2. 敷地面積

33.44

m²

3. 工事種目
(建物概要)

棟 木 造 1 階建て (地下 階・PH 階)

建築面積 8.05 m²

延べ面積 6.22 m²

床 面 積 6.22 m²

1階 6.22 m²

4. 工 期

契約工期 契 約 日 から令和 年 月 日まで
共通仮設費率の算定に用いる工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 現場施工に着手するまで
現場代理人の現場への常駐を要しない期間 現場施工に着手するまで
現場施工期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
ただし、仮設工事等は施設との協議による。

5. 工事範囲

※「3. 工事種目」全てを工事範囲とする。
「3. 工事種目」のうち、
ただし、他の工事種目は全て今回工事範囲とする。

1 仮設工事

※工事範囲全て

2 土工

3 コンクリート工事

4 型枠工事

5 鉄筋工事

6 防水工事

7 木工

8 屋根工事

9 左官工事

10 建具工事

11 ガラス工事

12 塗装工事

13 内外装工事

14 雑 工事

II 建築工事仕様

(1) 質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて「埼玉県建築工事特別共通仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(2) 標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督員と協議すること。

(3) 特記仕様書の表記

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印とⓈ印の付いた場合は、共に適用する。○印と※の場合は、○のみを適用する。
3) 特記事項に記載の〔 〕内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目、当該図表を示す。
4) 特記事項に記載の〔 〕内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また、〔 〕内は製品名を示す。
6) 本工事において、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（最新版）」及び、「埼玉県グリーン調達・環境配慮推奨推進方針（最新版）」による特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等（以下「特定調達物品等」という）を選択するよう努めるものとする。
7) 注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章 項 目

特 記 事 項

1 一般共通事項

① 適用基準等

※埼玉県建築工事実務要領に記載の要領等
※建築工事監理指針（国土交通省監修）（参考図書）
※建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 令和4年版）
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

② 条件明示事項

保険の種類 (1.1.3)
※法定外の労災保険（工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの）
※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの）
※請負業者賠償責任保険等
保険の期間 ※工事完成期日後14日を含む期間

③ 工事実績情報及びコリズへの登録

※行方（請負代金額500万円以上、10日以内に登録）、行わない (1.1.4) (1.1.8)

④ 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
・風圧力 風速（V= m/s） 地表面粗度区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）
・積雪荷重 H12.5.1告示第1455号における区域 別表（

⑤ 別契約の関連工事

※監督員指定の別契約工事を今回工事全体としてとらえ、主動的に調整する。(1.1.7)
・監督員指定の別契約工事が行う全体調整に全面的に協力する

6 施工に注意を要する区域等

本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成 (1.1.12、13) 及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。
・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・史跡名勝天然記念物

⑦ 工事の記録

埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成し、監督員に提出する。(1.2.4) (1.6.5)
埼玉県電子納品適用ガイドライン ※適用する（CD-R又はDVD-Rで1部提出） ・適用しない

8 電気保安技術者

適用する (1.3.3) (1.3.1)

⑨ 施工条件

施工時間 (1.3.5)
○行政機関の休日に関する法律（S63第9号）に定める行政機関の休日以外とする。
○ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
○週休2日制に係る事項については別に添付する特記仕様書の第11条を参照のこと
施工時間以外の施工条件
・図示による

⑩ 施工中の安全確保

本工事の受注者を、作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）とする。(1.3.7)

⑪ 施工中の環境保全等

建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。(1.3.10)

⑫ 発生材の処理等

引渡しを要するもの (1.3.11) (1.1.13)
※無し（全て構外搬出適正処理） ・有り（※図示）
注 a) 発生材のうち特記により、引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ図書を添えて監督員に報告する。
b) 産業廃棄物処理許可書及び最終処理入票の写しを提出する。
c) 引き渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等により適切に処理し監督員に報告する。

⑬ 県産品の使用

受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は埼玉県内に本店を有する事の中から選定するように努めるとともに、調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努める。(1.4.2)

⑭ 環境への配慮

建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質 (1.4.1) (1.4.3) 及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パティークルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

⑮ 材料の品質等

※本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
※材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
③ 安定的な供給が可能であること
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること
※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 H18.2.15）に準拠した証明書を監督員に提出する。(1.5.2) (1.3.3)

16 技能士

適用工事種別

技 能 検 定 作 業

仮設工事 ()とび作業

鉄筋工事 ・鉄筋組立て作業

コンクリート工事 ・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業

鉄骨工事 ・構造物鉄工作業 ・とび作業

コンクリート圧入工事 ・コンクリート圧入工事作業 ・モルタル圧入工事作業

防水工事 ・防水材防水工事作業 ・ウレタン系塗膜防水工事作業 ・アクリル系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・セメント防水工事作業 ・FRP防水工事作業

石工事 ・石張り作業

タイル工事 ・タイル張り作業

木工事 ()大工工事作業

屋根及びびと工事 ・内外装板金作業

金属工事 ・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業

左官工事 ・左官作業

建具工事 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業

カーナバル工事 ・金属製カーテンウォール工事作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業

塗装工事 ・建築塗装作業 ・木工塗装作業

内装工事 ・アクリル系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁装作業 ・保温保冷工事作業

排水工事 ・建築配管作業

舗装工事 ・溶融バインドマーカー工事作業 ・加熱バインドマーカー工事作業

舗装工事 ・造園工事作業

その他 ・コンクリート圧入工事作業

⑯ 化学物質の濃度測定

(1.5.9)

対象化学物質

判定基準

備考

ホルムアルデヒド 100μg/m³ (0.08ppm) 以下 ※厚生労働省トルエン 260μg/m³ (0.07ppm) 以下 が定める指針キシレン 200μg/m³ (0.05ppm) 以下 値、量単位のエチルベンゼン 3,800μg/m³ (0.88ppm) 以下 換算は25℃スチレン 220μg/m³ (0.05ppm) 以下バラジクロロベンゼン 240μg/m³ (0.04ppm) 以下

測定方法
採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。
①検体の採取方法 ※吸引方式（アクティブ法）又は拡散方式（パッシブ法）
・吸引方式（アクティブ法） ・拡散方式（パッシブ法）
②アクティブ法
ホルムアルデヒドは、ジシトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法（以下HPLC）により行う。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びバラジクロロベンゼンは、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ／質量分析法（以下GC/MS）により行う。
③パッシブ法
ホルムアルデヒドは、パッシブ採取機器により採取し、HPLC又はガスクロマトグラフ法（以下GC）あるいはAHTMー吸光光度法のうち採取機器に適応した分析法による。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びバラジクロロベンゼンは、パッシブ採取機器により採取しGCまたはGC/MSのうち採取機器に適応した分析法による。
測定対象 ※監督員の指定する室 ・図示
測定箇所 ※ (1) 箇所 ・図示
測定時期 ※工事完了後
報告書 ※2部

中間検査 ※行方（埼玉県建設工事検査要綱第5条） ・行わない (1.6.2) (1.5.1)
中間検査実施回数 () 実施段階 () 監督員の指示による
中間検査成績評定 ※対象外 ・対象（埼玉県建築工事成績評定要領第2）

監督員の指示により埼玉県建築工事監督要綱表第1 (1.7.1～3) (1.6.1～3) に示す書類を原則電子データで提出する

完成図等の種類及び記入内容
完成(竣工)図 ※監督員が指定した設計図面に完成時の状態を表現したもの)
図面情報電子化媒体 ※CD-R又はDVD-R、1部
CADデータの形式 ※SXF(sfc) ・DXF ・JWW
(埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による。CADデータのバージョンは監督員と協議する。)
保全に関する資料（通常取扱いに注意を要するものの使用方を解説する）
完成写真（埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成する）
埼玉県電子納品適用ガイドライン ※適用する（CD-R又はDVD-Rで提出） ・適用しない
撮影箇所 ※監督員の承諾する撮影者 ・比較
・※外部 () 内部 ()
・工事時と完成時の状況と比較できるように撮影する
・埼玉県建築工事写真作成要領別表5
原本及びアルバムを各1部提出
原本(電子媒体・撮影時のJPEG)及びアルバム(紙媒体又は電子媒体)を各1部提出
パネル入り (外部全景) 完成写真 ・要
・不要
施設CADデータ ・更新して提出 ・更新しない

防水工事 ※屋上防水 ・外壁防水 ()金属屋根 () (1.6.4)
建物引渡し日から10年間、受注者、施工者、材料メーカーの3者連名とし2部提出する。
上記以外 ・1部提出
・予備材料 ※監督員の指示による ・
・下請契約 ※全体及び県内に分け、契約数及び契約金額の総計を提出する。

⑰ 保証書

(2) その他

2 仮設工事

① 足場その他

(2.2.4)

「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における2.0の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。
堅根保護防水
堅根保護防水の使用は、「堅根防止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（厚生労働省 H30.6.22）による。
・フルハーネス型堅根防止用器具を用いる。
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する（労働安全衛生規則第561条の2)
規模 ・既存建物内の一部を使用
・構内に新設 m²
・設置しない（下記備品のみ用意する）
備品 (名分相当)
・机 ・椅子 ・書棚 ・黒板 ・掛時計 ・寒暖計 ・長靴 ・雨合羽
・保護帽 ・懐中電灯 ・堅根防止用器具 ・車手 ・衣類ロッカー
・冷暖房機器 ・消火器 ・湯沸器 ・茶器 ・掃除用具 ・電話機
・FAX ・電子メール通信機器 ・スクリーン ・プリンター
※設置する ((1.1.12)による表示 ※要 ・不要) ・設置しない (2.3.1) (1.1.12)
構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる (※有償 ・無償)
構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる (別途施設調整を行うこと)
※図示 ・
※設置位置等は監督員の指示による ・図示
必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。
配置箇所 ※監督員の指示による ・図示
仕様 ※図示 ・

3 土工

① 埋戻し及び盛土

(3.2.3)

材料及び工法 ※標準仕様書表3.2.1による
種類
・A種 適用場所 ()
・B種 適用場所 ()
・C種 適用場所 () 土質 () 受渡場所 ()
・D種 適用場所 ()
・(品質 細粒分 (75μm以下) の含有率 (重量百分率) の上限を50%未満とする。)
・材料 ()
・六価クロム溶出試験 ・行方 ・行わない (3.2.5)
・場外搬出適切処理（搬出場所：仮処分置き場）
・構内指示の場所に対し傾 ・構内指示の場所に敷き均し
・URRの受け入れに必要な土質調査を実施する。また、この調査による資料は他工区の工事にも利用する。(3.3.3)

② 建設発生土の処理

3 山留めの撤去
鋼矢板等の抜き跡 ※地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる

4 地業工事

5 鉄筋工事

6 コンクリート工事

7 鉄骨工事

特記仕様書（構造関係）による

8 コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造

2 コンクリートブロック塀壁及び塀

3 ALCパネル

4 押出成形セメント板（ECP）

9 防水工事

1 アスファルト防水

ブロックの種類

(8.2.2、3、5、7、8)

断面形状及び圧縮強度による区分
・正味厚さ (mm)
・呼び寸法 (mm)
・化粧の有無
・適用箇所
・備考
※空洞ブロックC(16)
・型枠用ブロック 20
・モルタルの調合 (容積比) ※標準仕様書表8.2.1による ・セメント () : 砂 ()
・場にいるブロックの正味厚さ
・壁鉄筋の継手・定着及び末端部の折り曲げ形状 ※図示
各部の配筋 ※図示
充填するブロックの範囲 ・図示 ・

ブロックの種類

(8.3.2～7)

断面形状及び圧縮強度による区分
・正味厚さ (mm)
・呼び寸法 (mm)
・化粧の有無
・適用箇所
・備考
・空洞ブロックC(16)
・型枠用ブロック 20
・モルタルの調合 (容積比) ※標準仕様書表8.2.1による ・セメント () : 砂 ()
・場にいるブロックの正味厚さ
・壁鉄筋の継手・定着及び末端部の折り曲げ形状 ※図示
各部の配筋 ※図示
充填するブロックの範囲 ・図示 ・

ALCパネルの区分等

(8.4.2～5)

区分

単位荷重 (N/m²)
正荷重 負荷重

厚さ (mm)

幅及び長さ (mm)

耐火性能 (時間)

構造の種類

・外壁用 ・一般 ・平 ・意匠
・間仕切壁用 ・一般 ・平 ・意匠
・屋根用
・床用

・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし
・なし

[illegible]

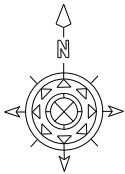
[illegible]

建築物概要書

種 別	項 目	仕 様
敷 地 概 要	建築場所	秩父郡小鹿野町飯田字平塩1726番地先 無地番地と道の各一部
	敷地面積	33.44㎡
	都市計画区域	都市計画区域内 区域区分非設定
	用途地域	無指定 70／200
	その他の地域	宅地造成等工事規制区域
建 築 概 要	施設用途	公衆便所
	工事の種類	新 築
	構 造	木造在来工法 1階建て
	最高高さ	3.279 m
	最高軒高さ	2.234 m
	建築面積	8.05㎡ 建ぺい率 24,08%
	延床面積	6.22㎡ 容積率 18.61%
設 備 概 要	電 気	東京電力(株)より供給
	給 水	公共水道
	排 水	合併式浄化槽にて処理後道路側溝に放流

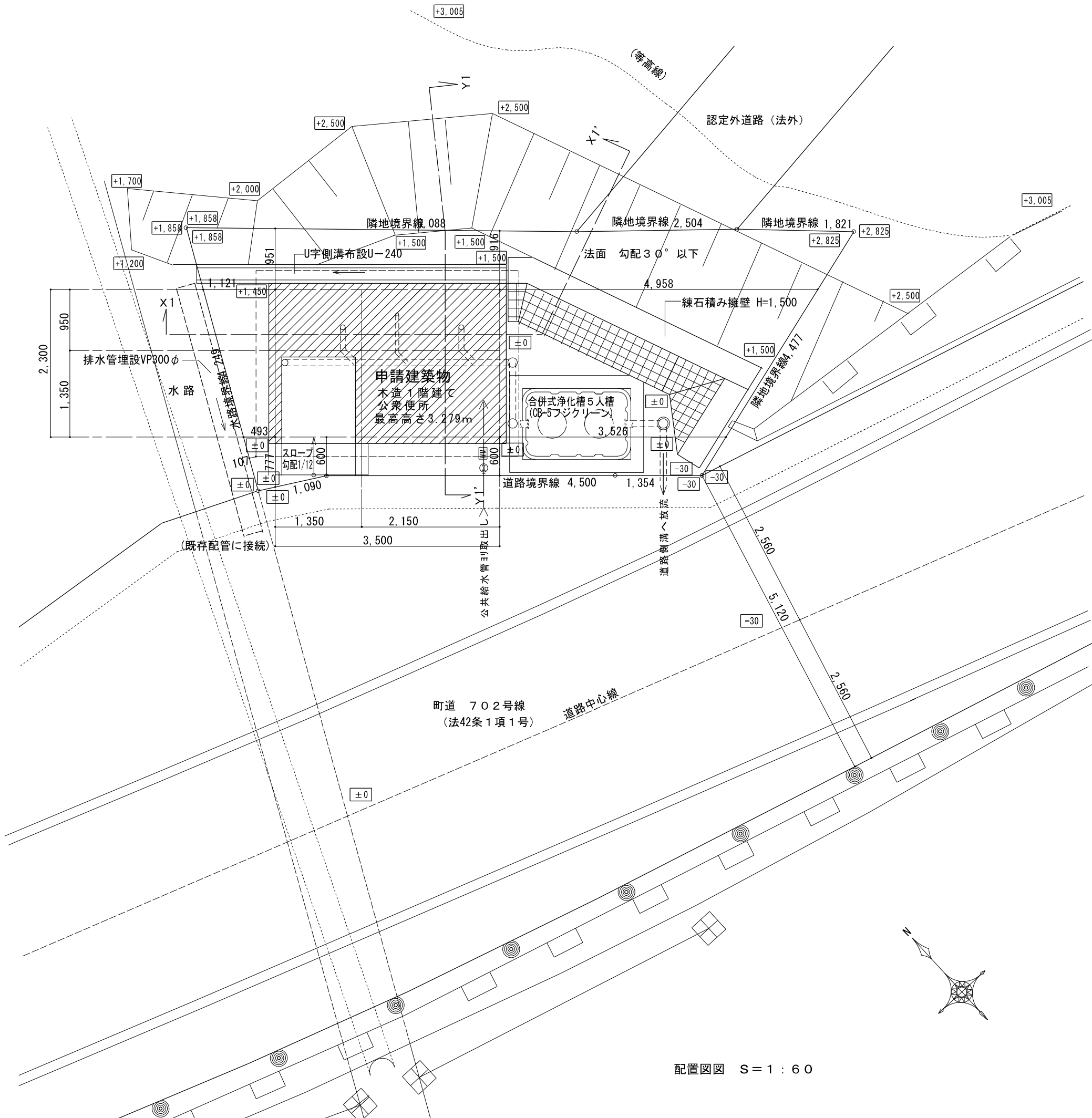
外部仕上表

部 位	仕 上
屋 根	ガルバリウム鋼板 t=0.4 瓦棒葺 下地：杉板厚 t=12 アスファルトフイキング 940
軒 裏	野地板表し 木材保護塗料塗
外 壁	ラスカット厚9 モルタル下地厚10 しっくい調塗厚3
基礎 立上がり	コンクリート打ち放し補修 フッソ樹脂 クリアー塗装
外 部 建 具	アルミ製建具
塗 装	見え掛り部分木部：木材保護塗料塗
そ の 他	館銘板 1ヵ所 室名板 2ヵ所 案内版 1ヵ所



案内図

クロサワ設計事務所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録（9）1777号 黒沢 角平 1級建築士登録番号 第176954号	特記事項	作成者印	工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-07
			図面名称 概要書・外部仕上表・案内図	縮尺 NS	
					R8・7

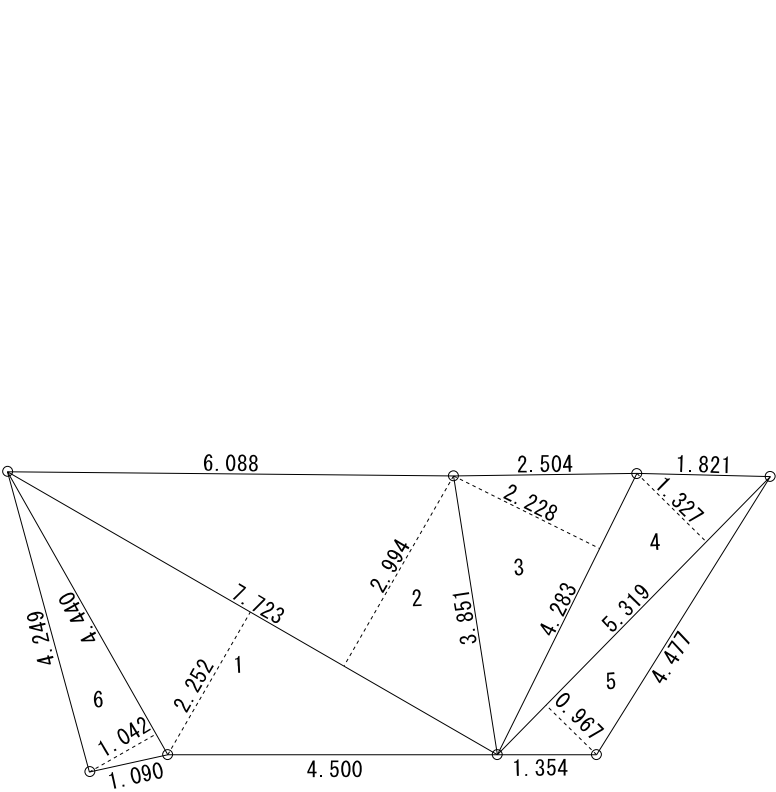


配置図図 S = 1 : 6 0

凡	例
	1 階建築物部分を示す
	軒先線を示す
	給水管を示す
	排水管を示す
	汚水 雑排水接続柵をしめす
	汚水 雑排水柵をしめす
	水道メーター・止水栓を示す

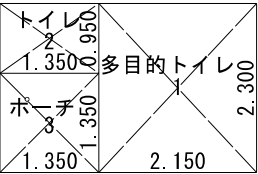
* 盛土規制法に抵触する造成工事は、行わない。

ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録（9）1777号 黒沢 角平 1級建築士登録番号 第176954号		作成者印
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-08
図面名称 配置図	縮尺 1/60	R8・7



敷地求積図 S = 1 : 1 0 0

符号	底辺	高さ	倍面積
1	7.723	2.252	17.392196
2	7.723	2.994	23.122662
3	4.283	2.228	9.542524
4	5.319	1.327	7.058313
5	5.319	0.967	5.143473
6	4.440	1.042	4.626480
合計			66.885648
× 1/2			33.442824
敷地面積 (m²)			33.44



求積図 S=1 : 1 0 0

面積計算表

室名	符号	計算式 (m)		面積 (m²)
多目的トイレ	1	2.150 ×	2.300	4.945000
トイレ	2	1.350 ×	0.950	1.282500
ポーチ	3	1.350 ×	1.350	1.822500
建築面積		1+2+3		8.050000
1階床面積		1+2		6.227500

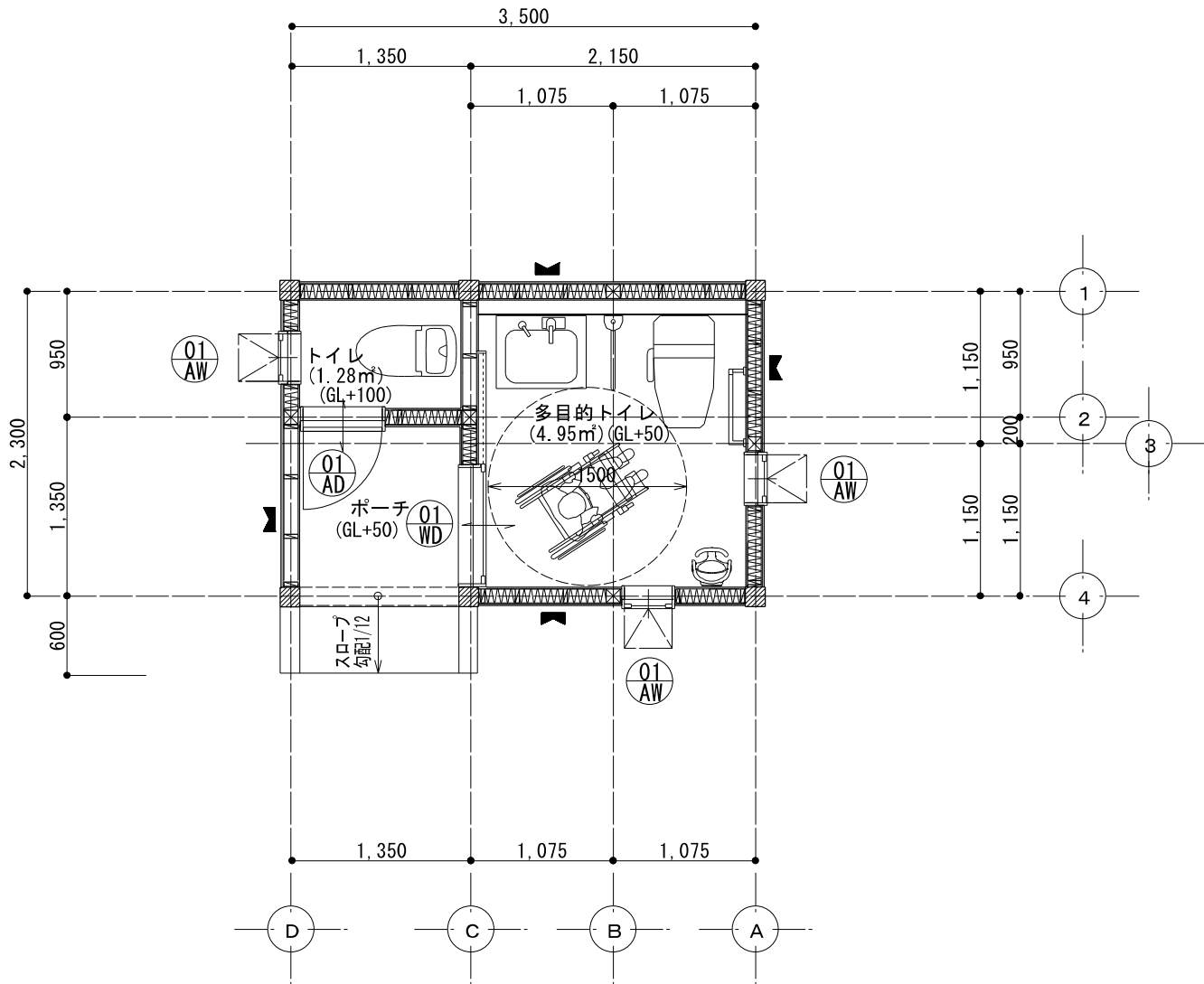
室別面積表

室名	符号	階	面積 (m²)
多目的トイレ	1	1階	4.94
トイレ	2	1階	1.28
ポーチ	3	1階	1.82

床面積表

	m²	坪
建築面積	8.05	2.43
1階床面積	6.22	1.88
延床面積	6.22	1.88

ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録 (9) 1777号 黒沢 角平 1級建築士登録番号 第176954号		作成者印
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-09
図面名称 求積図・求積表	縮尺 1/100	R8・7



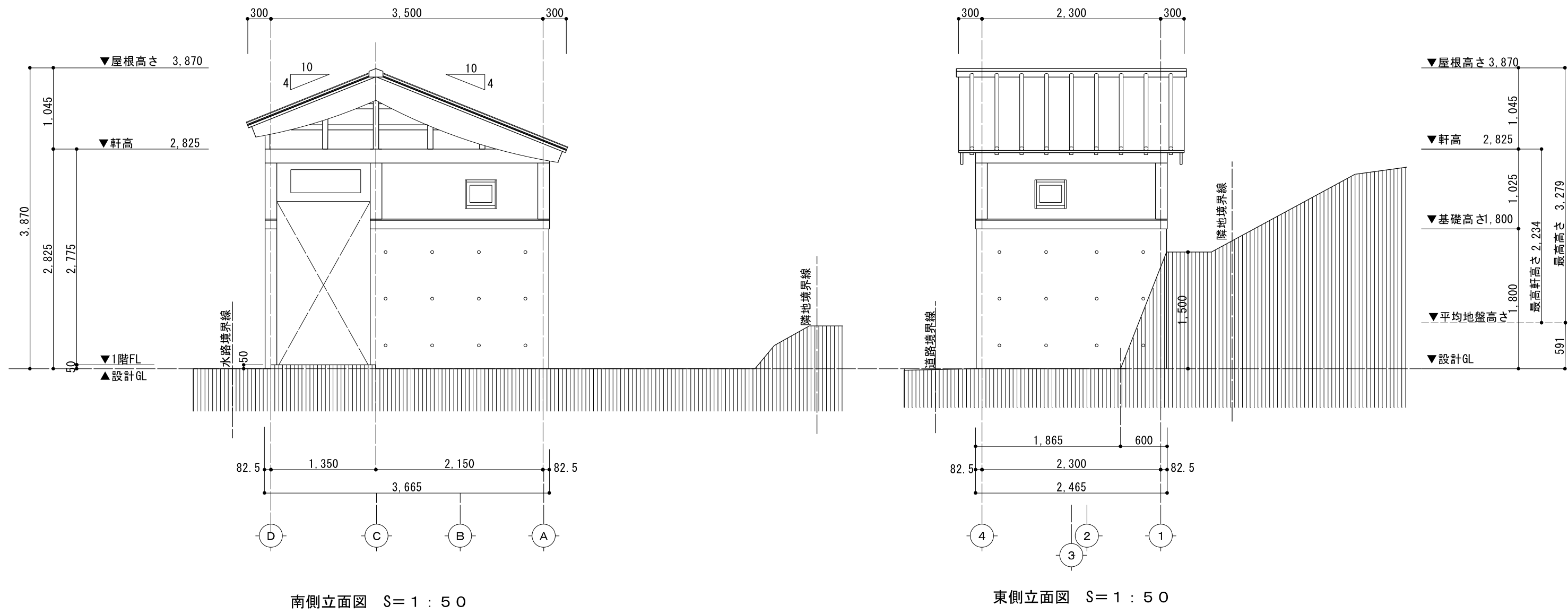
凡 例	
	管柱 105×105
	化粧柱 150×150
	間管柱 105×30
	耐力壁 構造用合板厚9 (ラスカット)
	建具記号・番号を示す
	通り記号・番号を示す

1 階平面図S= 1 : 5 0

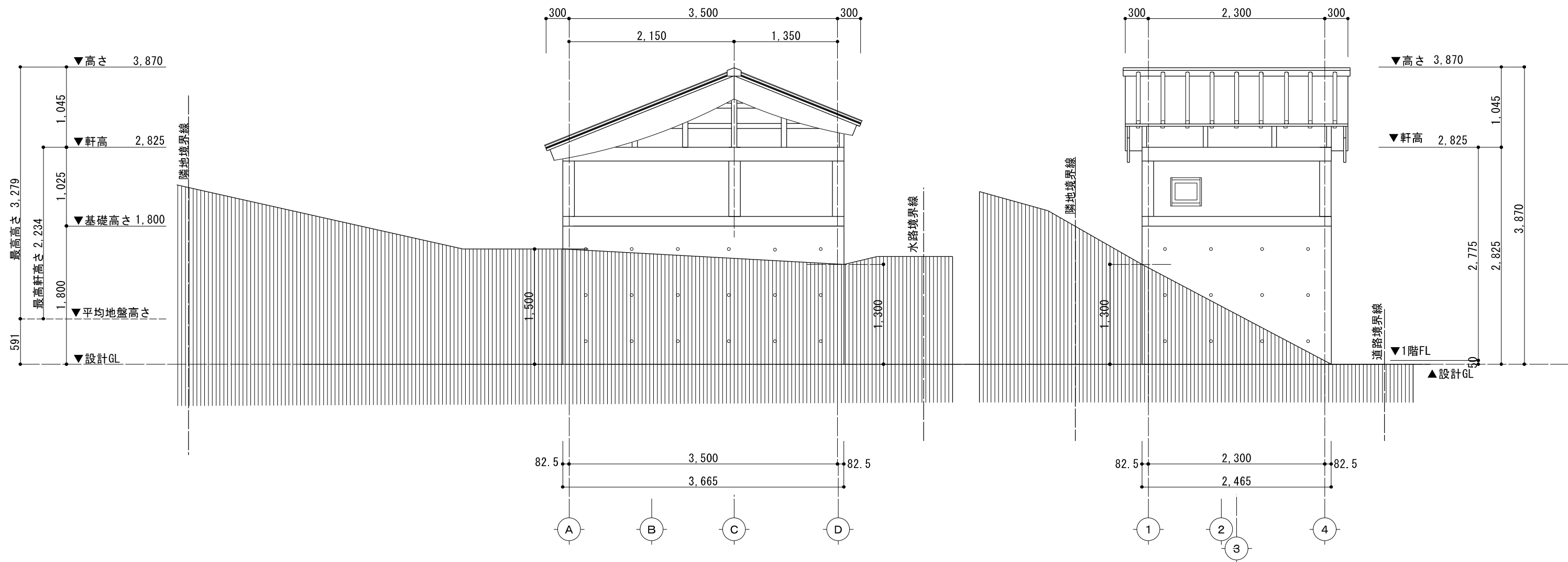
内部仕上表

階	部 屋	床		基礎立上がり		壁		天 井		廻 縁		天 井 高	備 考	ホルムアルデヒトに関する使用建築材料表			
		仕 上	記 号	仕 上	記 号	仕 上	記 号	仕 上	記 号	仕 上	H			記 号	建 築 材 料	ホルムアルデヒト発散等級区分	
		下 地 1	記 号	下 地 1	記 号	下 地 1	記 号	下 地 1	記 号	塗 装							
		下 地 2	記 号	下 地 2	記 号	下 地 2	記 号	下 地 2	記 号	下 地							
1	多 目 的 ト イ レ	塗床 ウレタン樹脂系防塵塗装	F 1	フッソ樹脂クリアー塗装	W 1	木材保護塗装	W 3	木材保護塗装	C 1	木製	15	2755～3560		F 1	塗床 ウレタン樹脂系防塵塗装 (JISの認証又はJASの認定品とする)	規制対象外 (f ☆ ☆ ☆ ☆)	
		コンクリート刷毛引き	F 2	コンクリート打放し	W 2	杉板 712mm本実加工	W 4	杉板 712mm本実加工	C 2					F 2	コンクリート ラスモルタル	規制対象外	
	ト イ レ	塗床 ウレタン樹脂系防塵塗装	F 1	フッソ樹脂クリアー塗装	W 1	木材保護塗装	W 3	木材保護塗装	C 1	木製	15	3025～3510		W 1	フッソ樹脂クリアー塗装 (JISの認証又はJASの認定品とする)	規制対象外 (f ☆ ☆ ☆ ☆)	
		ラスモルタル刷毛引き	F 2	コンクリート打放し	W 2	杉板 712mm本実加工	W 4	杉板 712mm本実加工	C 2					W 2	コンクリート	規制対象外	
	ポ ー チ	塗床 ウレタン樹脂系防塵塗装	F 1	フッソ樹脂クリアー塗装	W 1	木材保護塗装	W 3	木材保護塗装	C 1	木製	15	3075～3560		W 3	木材保護塗装 (JISの認証又はJASの認定品とする)	規制対象外 (f ☆ ☆ ☆ ☆)	
		コンクリート刷毛引き	F 2	コンクリート打放し	W 2	杉板 712mm本実加工	W 4	杉板 712mm本実加工	C 2					W 4	杉板 712mm本実加工 (JISの認証又はJASの認定品とする)	規制対象外 (f ☆ ☆ ☆ ☆)	
															C 1	木材保護塗装 (JISの認証又はJASの認定品とする)	規制対象外 (f ☆ ☆ ☆ ☆)
															C 2	杉板 712mm本実加工 (JISの認証又はJASの認定品とする)	規制対象外 (f ☆ ☆ ☆ ☆)

クロサワ設計事務所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録（9）1777号 黒沢 角平 1級建築士登録番号 第176954号	特記事項 *ホルムアルデヒトに関する天井裏等の措置 全ての室において 小屋裏 外壁 間仕切壁に 使用する材料は、規制対象外とする *クロビリタスを添加した建材は、使用しない事	作成者印	工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A—10
			図面名称 平面図・内部仕上表	縮尺 1/50	
					R8・7



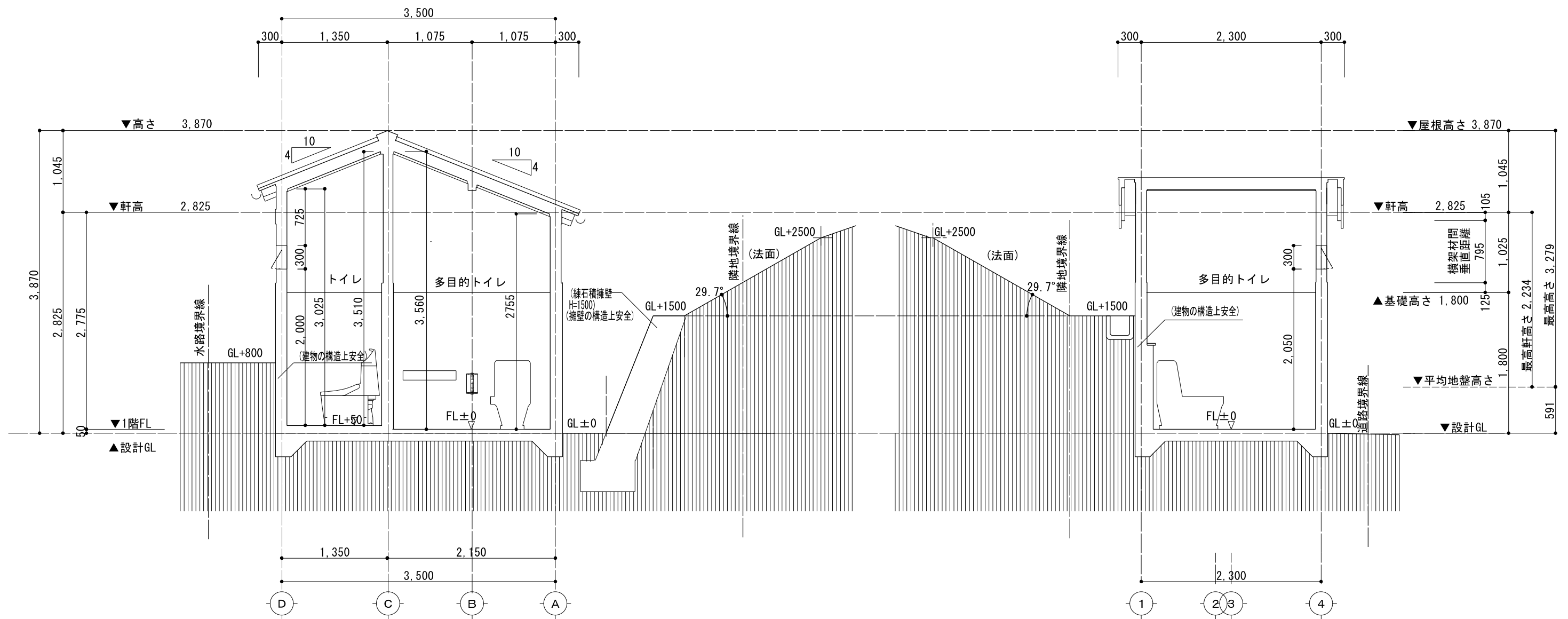
ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（9）1777号 黒沢 角平		
1級建築士登録番号 第176954号		
工事名称	岩殿沢公衆トイレ新築工事	A-11
図面名称	立面図1	R8・7
	縮尺 1/50	



平均地盤高さ算定表

接地面	周長 (m)	見付け面積計算式 (m)	見付け面積 (㎡)
南側面	3. 665	1. 350×0. 050	+0. 0675
東側面	2. 465	0. 600×(1. 500)÷2	+0. 45
北側面	3. 665	3. 665×(1. 300+1. 500)÷2	+5. 131
西側面	2. 465	2. 465×1. 300÷2	+1. 60225
合 計	12. 260		+7. 25075
平均地盤高さ＝見付け面積合計／周長合計		+7. 25075／12. 260	設計GL+0. 591 (m)

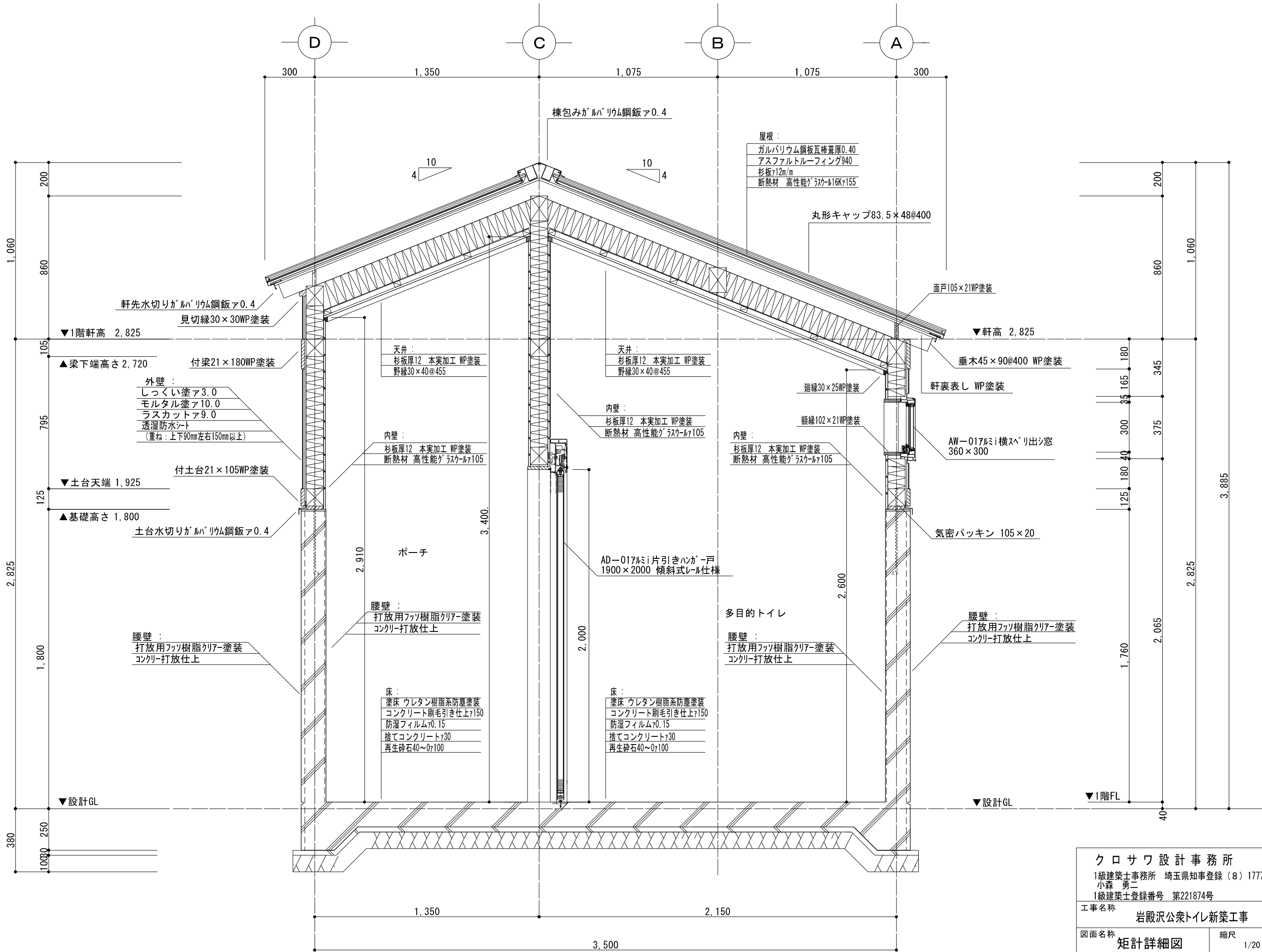
クロサワ設計事務所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録（9）1777号 黒沢 角平 1級建築士登録番号 第1769564号		作成者印
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-12
図面名称 立面図2	縮尺 1/50	R8・7



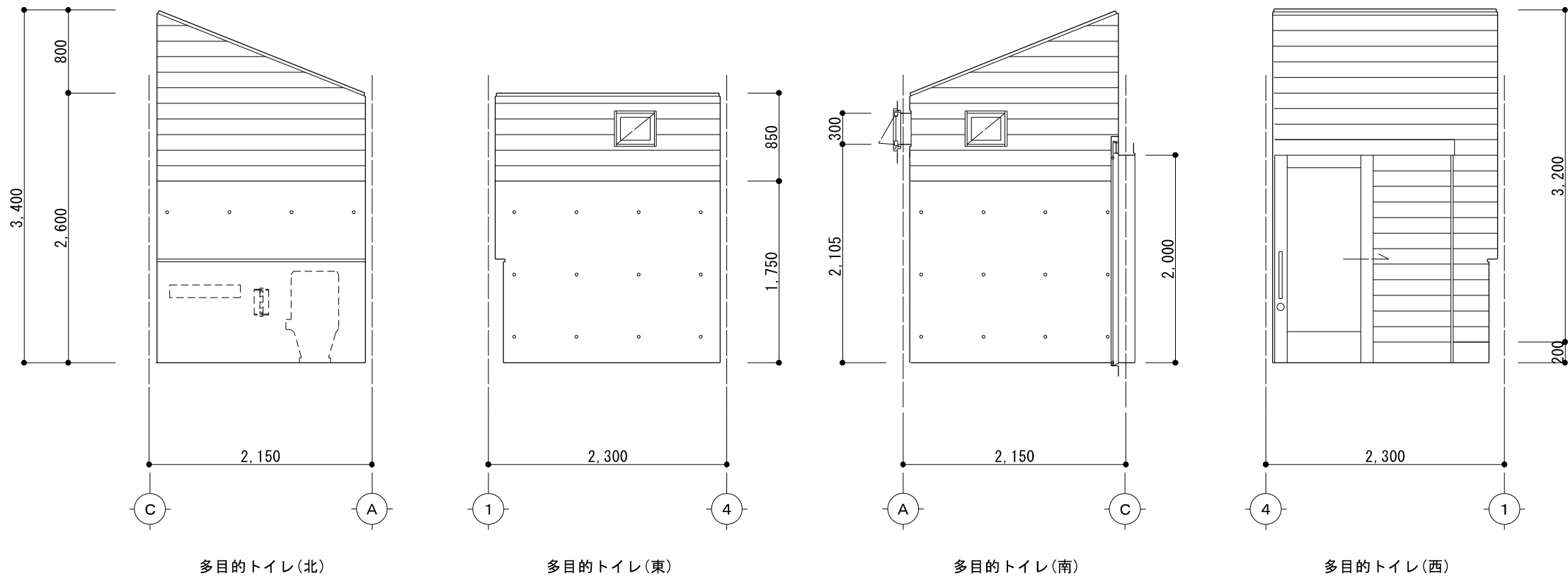
X1-X1' 断面図 S=1:50

Y1-Y1' 断面図 S=1:50

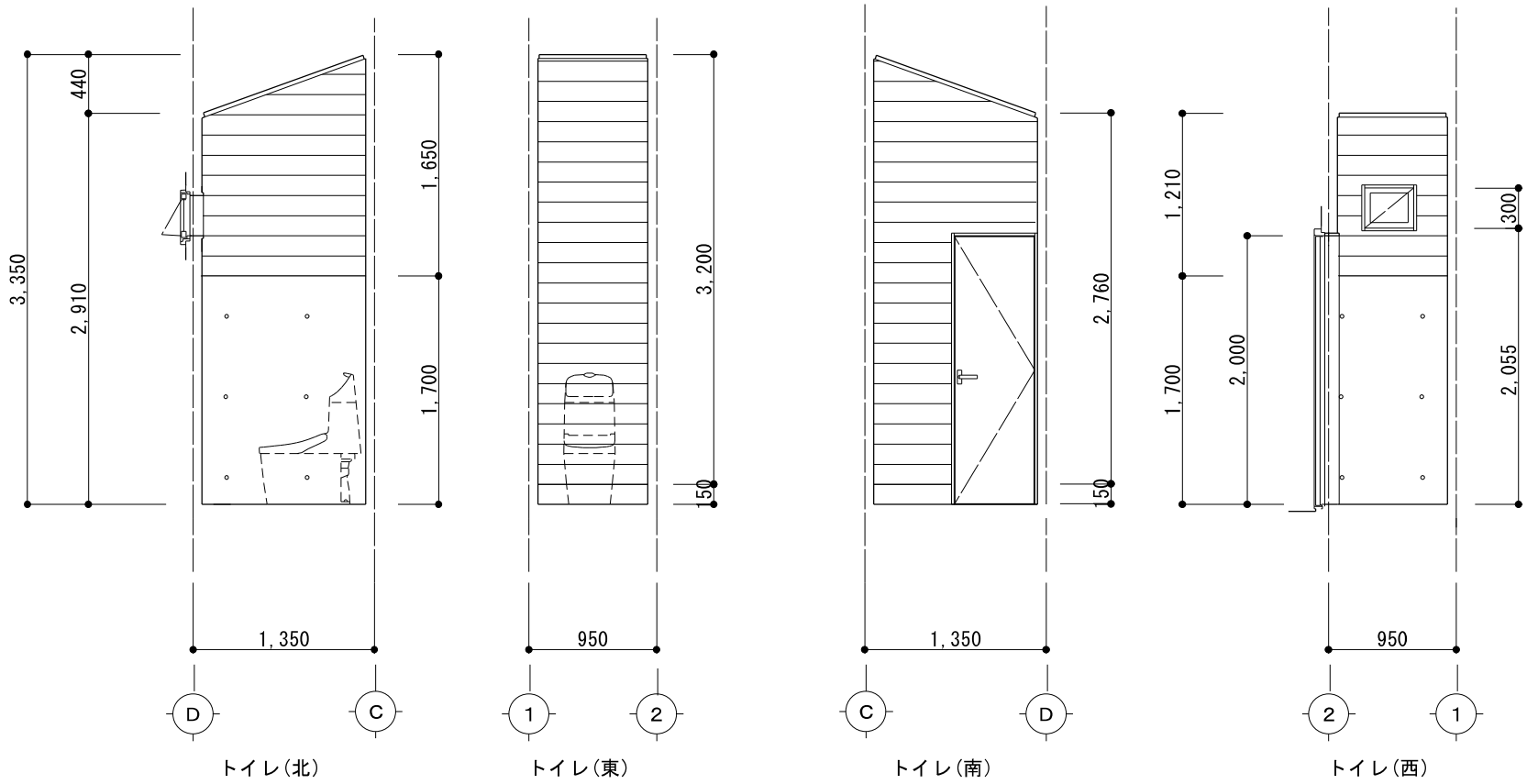
クロサワ設計事務所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録(9)1777号 黒沢 角平		
1級建築士登録番号 第176954号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-13
図面名称 断面図	縮尺 1/50	R8・7



ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所		作 成 者 印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 小森 勇二 1級建築士登録番号 第221874号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		
図面名称 矩計詳細図		縮尺 1/20
		A-14
		R8・7

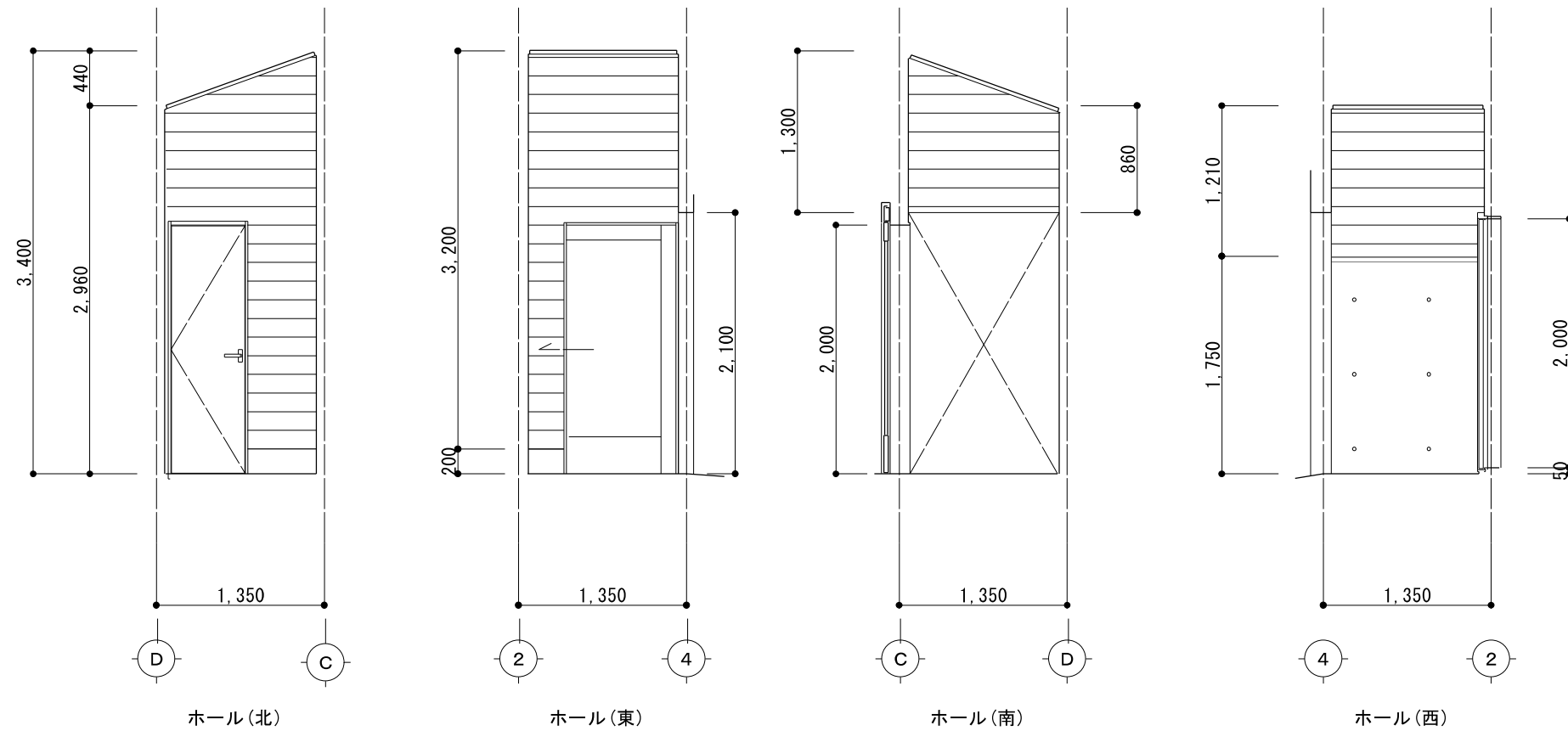


多目的トイレ	
床	コンクリート刷毛引き仕上 塗床 ウレタン樹脂系防塵塗装
腰 壁	コンクリート打放し フッソ樹脂クリアー塗装
壁	杉板厚12 本実加工 W P 塗装仕上
天 井	杉板厚12 本実加工 W P 塗装仕上
備 考	ライニング LGS65下地 石膏ボード厚9.5 メラミン化粧板厚3.0



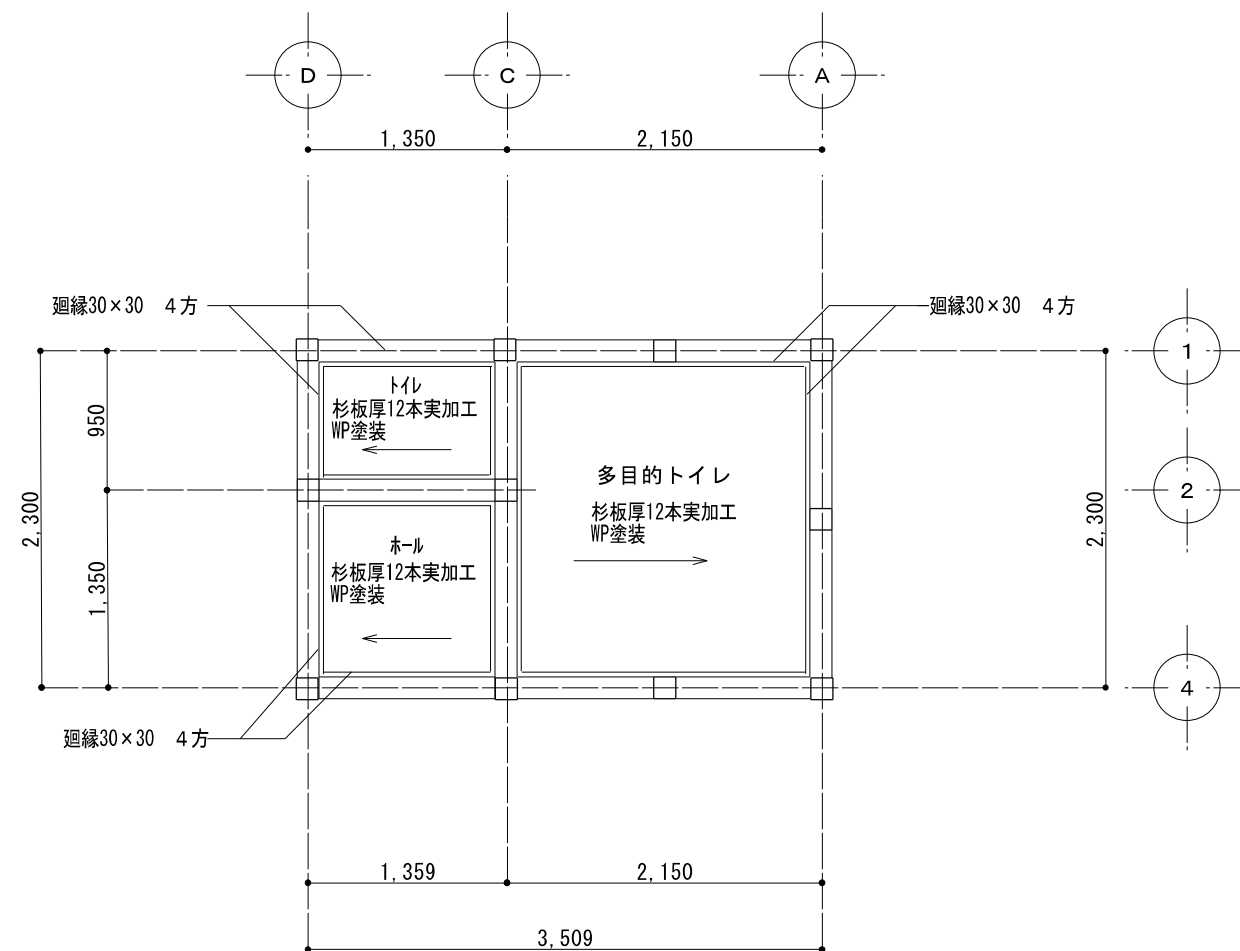
トイレ	
床	モルタル刷毛引き仕上 塗床 ウレタン樹脂系防塵塗装
腰 壁	コンクリート打放し フッソ樹脂クリアー塗装
壁	杉板厚12 本実加工 W P 塗装仕上
天 井	杉板厚12 本実加工 W P 塗装仕上
備 考	

ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所		作 成 者 印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 小森 勇二 1級建築士登録番号 第221874号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-15
図面名称 展開図1	縮尺 1/50	R8・7



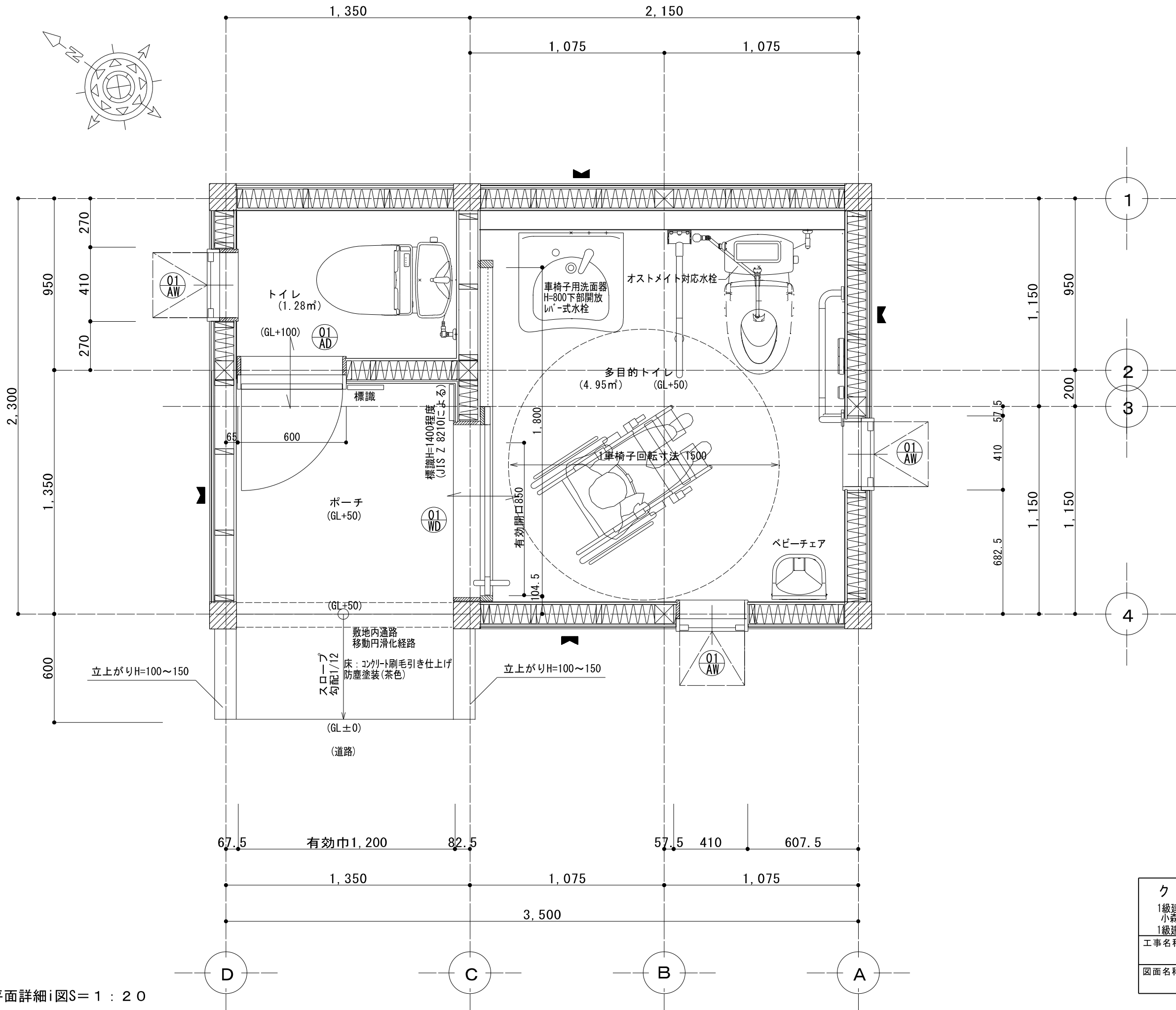
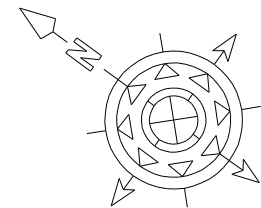
ポーチ	
床	コンクリート刷毛引き仕上 塗床 ウレタン樹脂系防塵塗装
腰 壁	コンクリート打放し フッソ樹脂クリアー塗装
壁	杉板厚12 本実加工 W P 塗装仕上
天 井	杉板厚12 本実加工 W P 塗装仕上
備 考	室名サイン

クロサワ設計事務所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録（9）1777号 小森 勇二 1級建築士登録番号 第221874号		作成者印
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-16
図面名称 展開図2	縮尺 1/50	R8・7



天井伏図 S= 1 : 5 0

ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所		作 成 者 印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（9）1777号 小森 勇二 1級建築士登録番号 第221874号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-17
図面名称 天井伏図	縮尺 1/50	R8・7

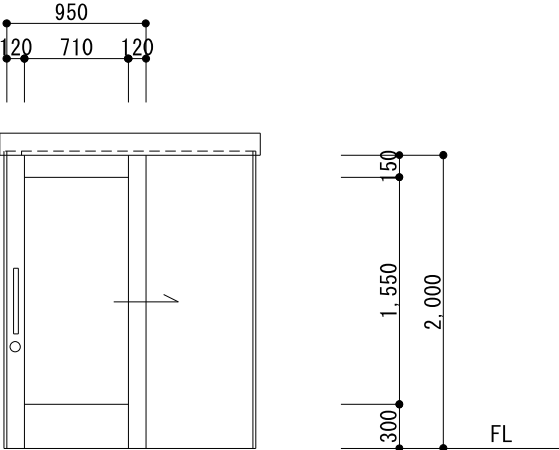
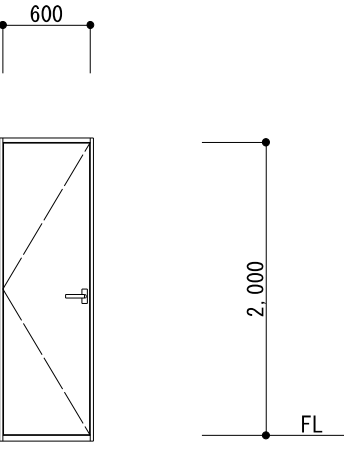
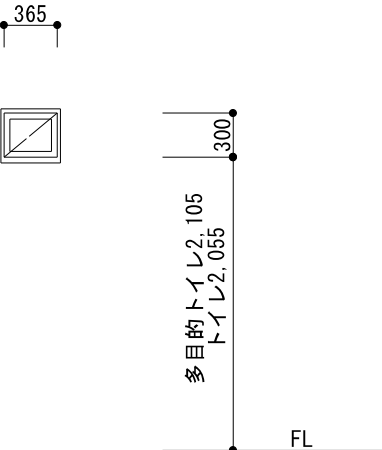


凡 例	
	管柱 105×105
	化粧柱 150×150
	間管柱 105×30
	耐力壁 構造用合板厚9 (ラスカット)
	壁断熱材 高性能グラスウール105
	建具記号・番号を示す
	通り記号・番号を示す

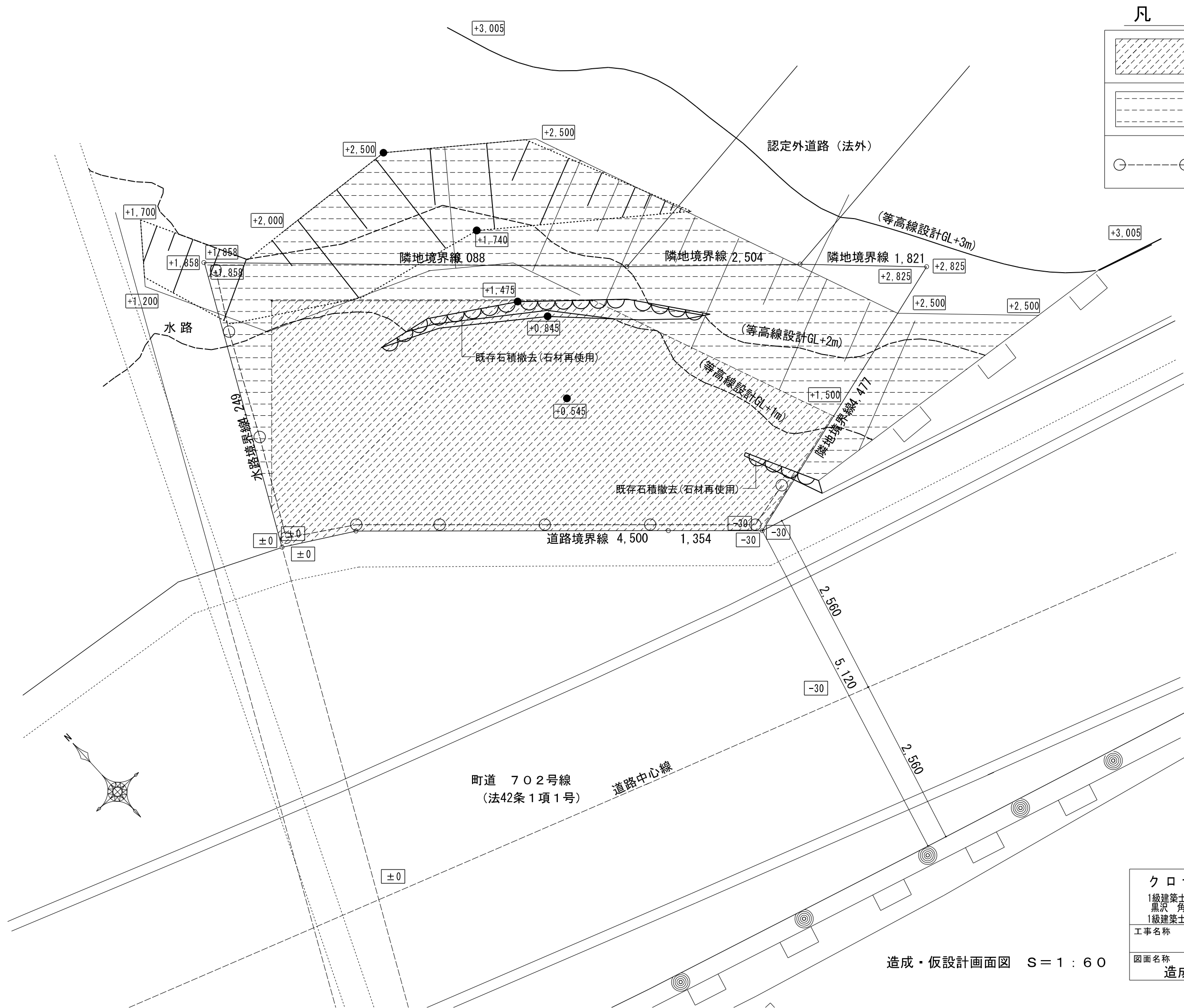
平面詳細i図S= 1 : 2 0

クロサワ設計事務所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録(9) 1777号 小森 勇二		
1級建築士登録番号 第221874号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-18
図面名称 平面詳細図	縮尺 1/20	R8・7

館名板	1カ所	室名サイン	2カ所
900			

記号・数量	WD-01	1	AD-01	1		3
場所	多目的トイレ		トイレ		トイレ・多目的トイレ	
建具名称	自動開閉式木製片引き框戸		アルミ枠片開き戸		アルミ樹脂複合横スリ出し窓	
姿図						
寸法 (W×H)	950×2000 (扉)		557×1991 (扉)		365×300	
見込み厚	36 (扉厚さ)		71		86	
材質	(框) 杉		(枠) アルミ		アルミ	
仕上げ	WP塗装		電解着色		電解着色	
ガラス	メラミン化粧板 厚3		ガルバリウム鋼板		Low-E複層ガラス3+A6+FL3	
金物	引手 L=450 集成材30φ トイレ用表示錠		丁番 レバーハンドル 表示錠		付属金物一式	
その他	上吊式自動閉鎖装置一式		下枠 ステンレスカバー		高所用オペレーター 網戸	

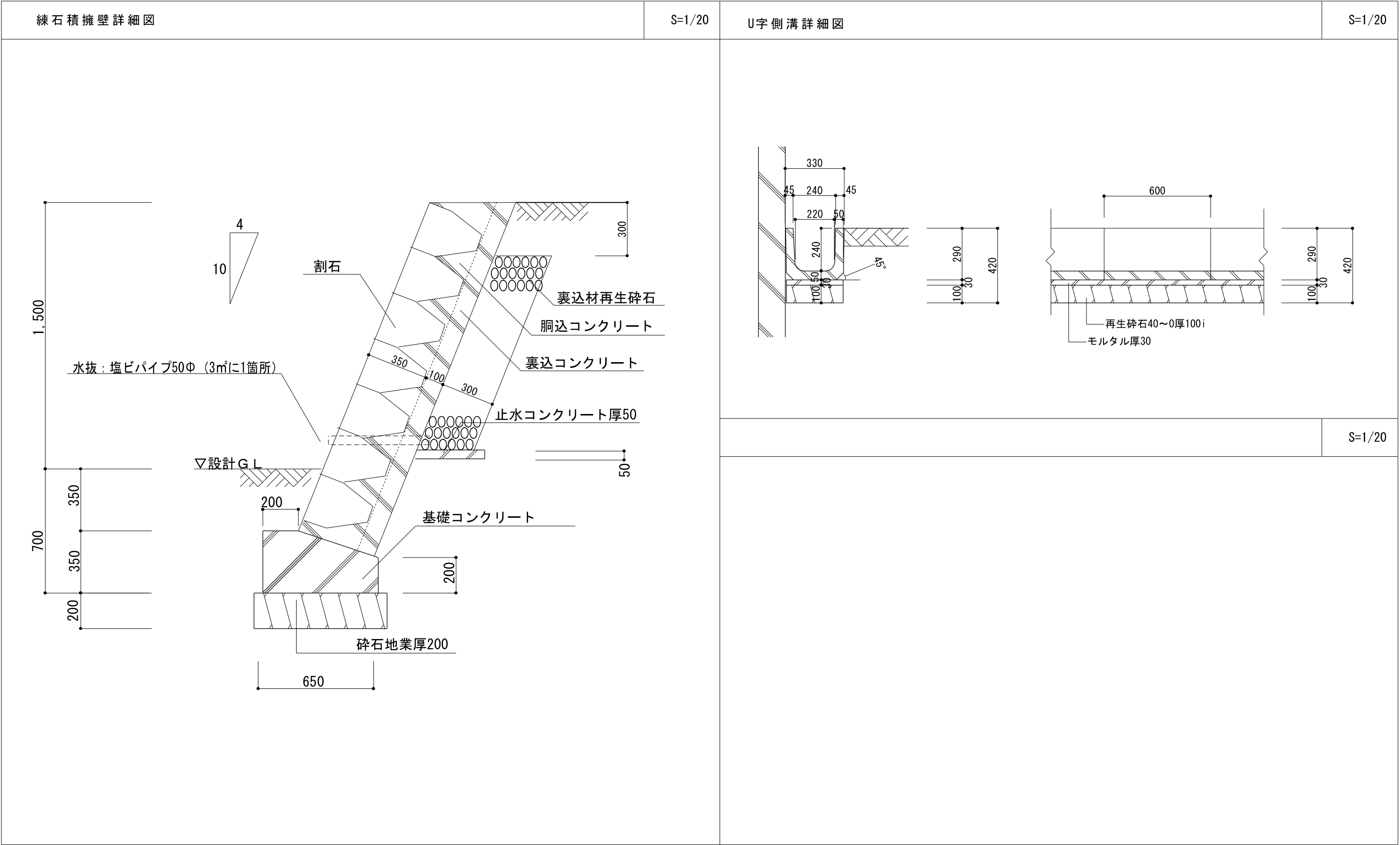
ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所		作 成 者 印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 小森 勇二 1級建築士登録番号 第221874号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-20
図面名称 建具表	縮尺 1/50	R8・7



凡 例	
	切土範囲を示す (設計GL+±0nに造成)
	成形範囲を示す (法面が30度以下となるように造成)
	仮設用フェンス H=1800

ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所		作 成 者 印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 黒沢 角平		
1級建築士登録番号 第176954号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		A-21
図面名称 造成・仮設計画面図	縮尺 1/60	R8・7

造成・仮設計画面図 S=1:60



クロサワ設計事務所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録(8)1777号 小森 勇二		
1級建築士登録番号 第221874号		
工事名称	岩殿沢公衆トイレ新築工事	A-22
図面名称	外構工事詳細面	R8・7
縮尺	1/20・1/30	

[illegible]

木造在来軸組工法標準図

1. 一般事項

- (1)構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
- (2)施工の際は本標準図の他、「木造住宅工事共通仕様書(解説付)」((財)住宅金融普及協会)「木造軸組工法住宅 接合部の設計と金物の取付」((社)日本木造住宅産業協会)等参照のこと。

- (3)床組 下記○印で選択した床組を適用する

○ 剛な床組 ・ 柔な床組

2. 金物

- (1)使用する金物は、(財)日本住宅・木造技術センターの定める規格によるZマーク表示品または、これと同等以上のものを使用する。
- (2)接合及び補強をするに当たっては、接合部位の納まりに適した金物を使用すること。
- (3)接合金物の許容耐力一覧表

名 称	記 号	短期許容耐力 (kN)			使用接合具等
		べいまつ類	べいつが類	すぎ類	
太めくぎ	ZN 40	0.86	0.77	0.68	
	ZN 65	0.86	0.77	0.68	
	ZN 90	1.26	1.14	0.98	
スクリューくぎ	ZS 50	1.48	1.34	1.17	
柱脚金物	PB-33	11.38	10.40	10.00	六角ボルト M12(1本)
	PB-42	22.76	20.80	20.00	六角ボルト M12(2本)
ひら金物	SM-12	1.72	1.54	1.36	太めくぎ ZN65(4本)
	SM-40	4.30	3.85	3.40	太めくぎ ZN65(12本)
ひねり金物	ST-9	1.72	1.54	1.36	太めくぎ ZN40(4本)
	ST-12				
	ST-15				
折曲げ金物	SF	2.58	2.31	2.04	太めくぎ ZN40(6本)
くら金物	SS	5.16	4.62	4.08	
羽子板ボルト	SB-F, SB-F2	5.69	5.20	5.00	六角ボルト M12(1本)
	SB-E, SB-E2				
かど金物	CP-L	4.30	3.85	3.40	太めくぎ ZN65(10本)
	CP-T				
山形プレート	VP	5.04	4.56	3.92	太めくぎ ZN90(8本)
短ざく金物	S	5.69	5.20	5.00	六角ボルト M12(2本)
かね折り金物	SA				
かすがい	C-120	1.27	1.18	1.08	
	C-150				
手違いかすがい	CC-120				
	CC-150				
引き寄せ金物	HD-B10	11.38	10.40	10.00	六角ボルト M12(2本)
	S-HD10				又はナットスクリューLS12(2本)
	HD-B15	17.07	15.60	15.00	六角ボルト M12(3本)
	S-HD15				又はナットスクリューLS12(3本)
	HD-B20	22.76	20.80	20.00	六角ボルト M12(4本)
	S-HD20				又はナットスクリューLS12(4本)
	HD-B25	28.45	26.00	25.00	六角ボルト M12(5本)
	S-HD25				又はナットスクリューLS12(5本)
	HD-N5	7.56	6.84	5.88	太めくぎ ZN90(6本)
	HD-N10	12.60	11.40	9.80	太めくぎ ZN90(10本)
	HD-N15	20.16	18.24	15.68	太めくぎ ZN90(16本)
	HD-N20	22.68	20.52	17.64	太めくぎ ZN90(20本)
	HD-N25	29.48	26.68	22.93	太めくぎ ZN90(26本)

※ 表値は鋼板添え板による25%割増の値を示す。長期許容せん断耐力の値は表値の1/2とする。

※ べいまつ類：べいまつ・くろまつ・あかまつ・からまつ・つが

※ べいつが類：べいひ・べいつが・ひば・ひのき・もみ

※ すぎ類：とどまつ・えぞまつ・べにまつ・スプルース・すぎ・べいすぎ

※ ラグスクリューLS12は首下長11cm以上とし、柱寸法10.5cm角以上の部材に適用される。

※ 算出根拠は、日本建築学会発行の「木質構造設計基準・同解説」による。

- (4)アンカーボルト 下記○印で選択したアンカーボルトを適用する

アンカーボルト	M12	L = ・ 250 ・ 300 ・ 350 ○ 450	左記以上でok
	M16	L = ○ 600 ・ 700 ・ 800	又は認定品長

注：この図面は、一例を示したものであり、各現場の状況に合わせ変更して使用すること。

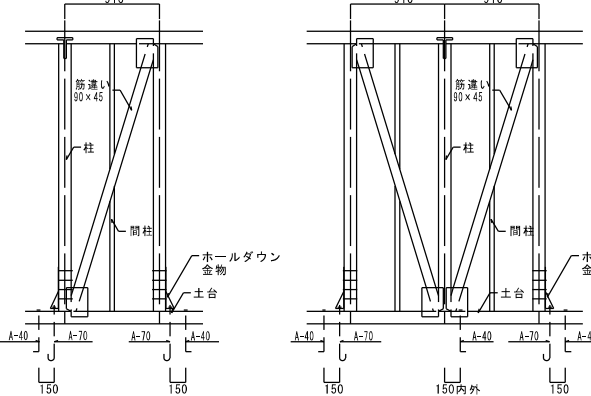
3. 各部構造の施工上の留意点

1 基礎と土台の緊結

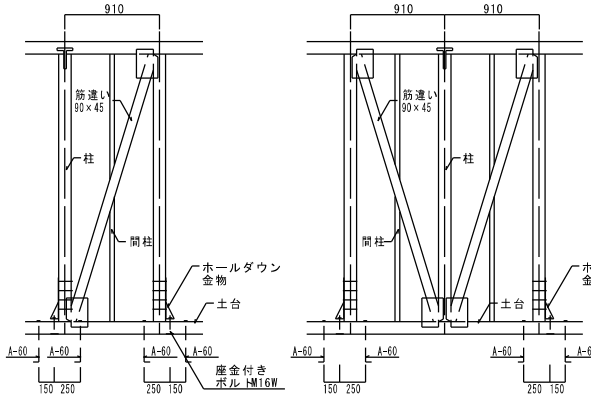
(1)アンカーボルトの配置

- (a)筋違いを設けた耐力壁の部分は両端柱の外側下部に近い位置を原則とする

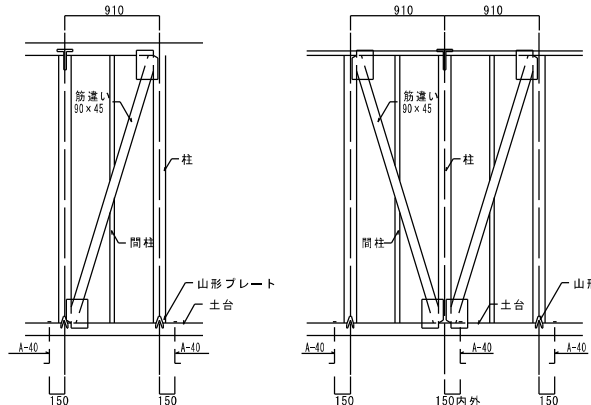
- ア) ホールダウン金物をアンカーボルト (A-70) で緊結する場合



- イ) ホールダウン金物を座金付きボルト (M16W) で土台と緊結する場合

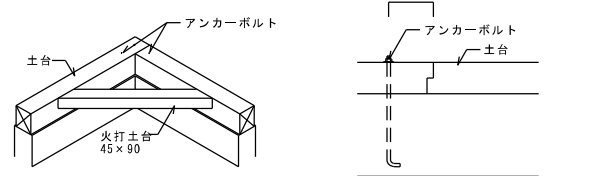


- ウ) 山形プレートで土台と緊結する場合、または金物の無い場合



- (b)構造用合板を張った耐力壁の場合は(c)に準ずる

- (c)隅各部、土台継手及び土台仕口箇所の端部

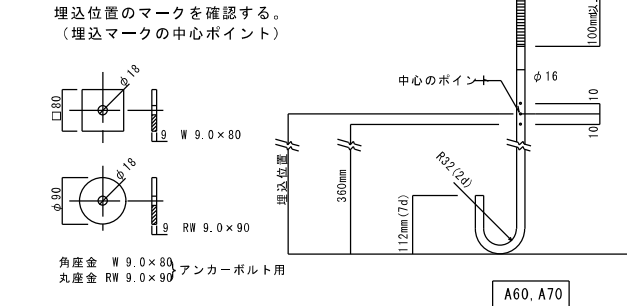


- (d)上記(a),(b)及び(c)以外の部分においては間隔2m以内になるような位置とする

(2) アンカーボルトの施工

- (a)アンカーボルトの芯出しは、型板を用いて基準墨に正確に合わせる。
- (b)アンカーボルトのコンクリート基礎への埋め込み長さはA-60、A-70については360mm以上、A-40については250mm以上とする。
- なお、アンカーボルトの先端は土台の上端よりナットの外にねじが3山以上出るように固定する。
- (c)アンカーボルトは、所定の位置に垂直に敷設されるよう位置出し材を布基礎型枠材に釘打ちし、アンカーボルトを固定してからコンクリートを打設すること。
- (d)アンカーボルトは、衝撃などにより曲がりが生じないように、慎重に取り扱う。
- また、ねじ部分には、損傷・錆の発生・汚れ等を防止するために布、ビニールテープなどを巻いて養生を行う。

(3)アンカーボルトの定着のチェック方法

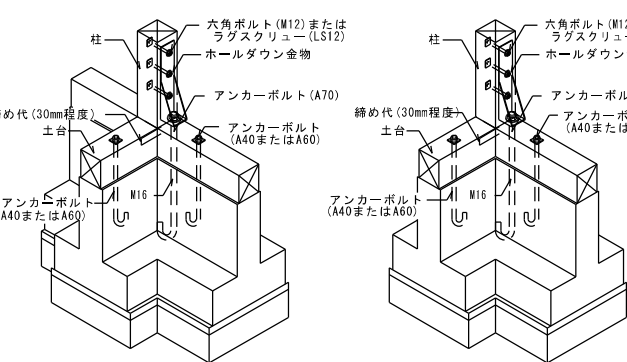


2 柱と基礎(土台)との緊結

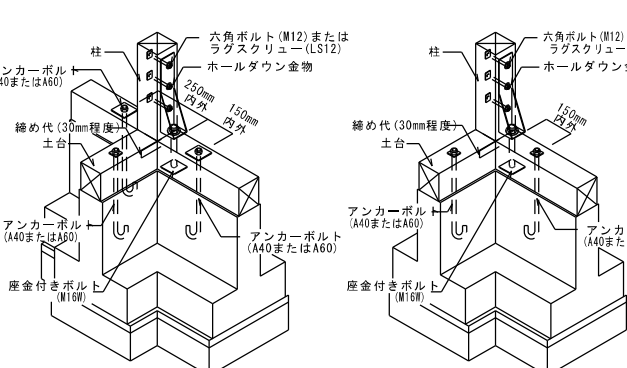
- (a)柱は、構造計算による引き抜き応力に耐えられるように接合金物(ホールダウン金物)により基礎または土台と緊結する。ホールダウン金物は、柱の下部に締め代を30mm程度とり六角ボルト(M12)、ラグスクリュー(LS12)または太めくぎ(ZN90)にて柱に固定する。

- (b) 緊結方法は次による

- ア) ホールダウン用アンカーボルトを用いて直接基礎に緊結する場合

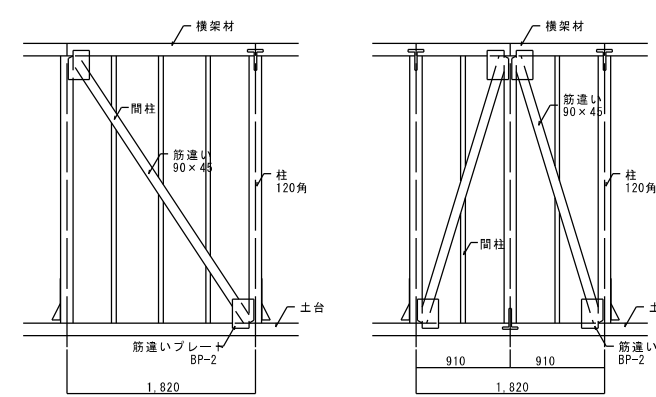


- イ) 座金付きボルト (M16W) を用いて土台と柱を緊結する場合



3 筋違いの仕口

筋違いの仕口は筋違いプレート (BP, BP-2) によって緊結する



4 通し柱

- (a)通し柱は、次のいずれかによる

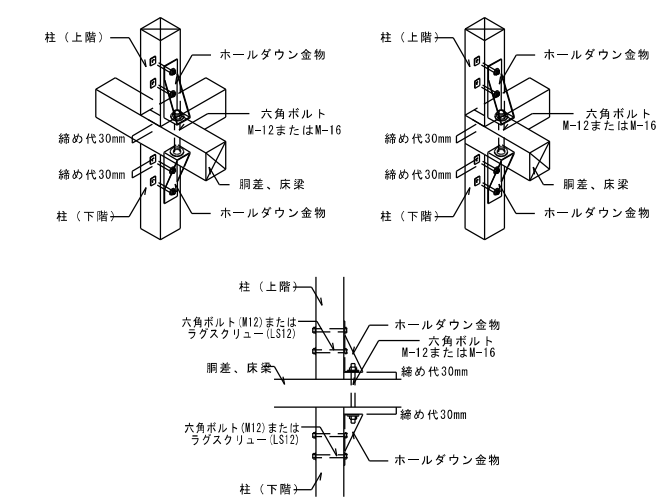
- ア) 1階から3階に達する通し柱とする。
- イ) 1階から2階までの通し柱と、2階から3階までの通し柱を組み合わせて使用する場合、当該通し柱と管柱とは接合金物で緊結する。

- (b)通し柱に代わる管柱の補強

外周部の主要な隅柱及び構造計算による引抜き応力大きい2階の柱は、1階の管柱と接合金物(ホールダウン金物)で緊結する。ホールダウン金物の取付けは、次による。

- ア) 上階の柱及び下階の柱にホールダウン金物を用い、柱の下部及び上部に締め代を取り六角ボルト(M12)、ラグスクリュー(LS12)等で各々取付ける。

- イ) ホールダウン金物は相互に六角ボルト (M12またはM16) を用い緊結する。



- (c)上記(b)以外の構造計算による引抜き応力が小さい2階柱の接合金物は、短ざく金物(S)、ひら金物(SM-40)等のZマーク表示品、または、これらと同等以上のものとする。

クロサワ設計事務所

18歳建築士事務所 埼玉県知事登録 (8) 1777号
〒368-0101
秩父郡小籠町下小籠949-1

特記事項

工事名称

岩殿沢公衆トイレ新築工事

No.

S-O 3

図面名称

木造在来軸組工法標準図その1

縮尺

縮尺

6 床組 2階(3階)床 耐力壁線の交点が不一致の場合は、その際の水平力伝達に有効な横架材を耐力壁線上に設ける。 ただし、1メートル（約半間）を限度とする。 (1) 水平横面の剛性が十分期待できる床の施工（剛な床組） ア）種 類：サイズ3×6版以上、厚さ12mm以上の構造用合板を用いる。 イ）張 り 方：構造用合板の長手方向を根太と直交させ、かつ千鳥張りとする。 構造用合板の継手は、根太上で突き付け継ぎとし、継目下に受材（45mm×45mm程度）を設ける。 ウ）釘打ち：構造用合板の四周边は釘（N50）を150mm以下で根太または床梁や胴差受材等に平打ちする。 エ）床根太の寸法は45mm×105mmを標準とし、根太間隔は、455mm以下とする。 ただし、断面寸法105mm×105mm以上の甲乙梁を1,820mm内外（1間）の間隔に梁間・桁行き方向に配置する。 オ）床梁、胴差の仕口補強 柱と床梁・胴差、床梁と胴差の仕口は、金物、ボルトにより十分緊結補強する。 (a) 根太と床梁、胴差の上端高さが同じ場合の施工方法 根太は床梁、胴差に大入れ落とし込みとし、釘（N75, 2本）で斜め打ちとするか、または、根太受け金物を用いて床梁、胴差に留め付ける。 この場合、構造用合板を床梁、胴差に釘で直張りする。 ただし、隅角部では柱があるため構造用合板のコーナーを欠いて釘打ちする。 なお、この場合、火打梁は省略できる。	(b) 根太と床梁、胴差の上端高さが異なる場合の施工方法 床梁、胴差に直交する根太は渡りあご掛けとし、釘（N75, 2本）で斜め打ちとする。 また、床梁・胴差の際には隙根太、または受材を添え付け床板構造用合板の四周辺を固定する。 隙根太は床梁・胴差へ釘打ち（N90）間隔303mmで平打ちする。 7 耐力壁（面材）施工例 (1) 釘打ち基準 (2) 標準的な耐力壁（面材）の納まり (a) 隅角部（屋外・室内側とも構造用合板 7.5mmの場合） 内部側の入隅に有効面材を貼るために、柱面に半柱を釘N75 @300で取付ける。	(b) T字部（外壁屋外側・内壁に構造用合板7.5mmの場合） (c) 柱の断面寸法が異なる場合の面材の納め方 1) 柱を外面に合わせる。内壁側は受材で調整し、面材を張る。 2) 柱を外面に合わせる。内壁側は柱の一部を欠き取り調整し、面材を張る。 3) 柱は芯合わせとし、外壁側、内壁側とも受材で調整し、面材を張る。 4) 柱は芯合わせとし、外壁側、内壁側とも柱の一部を欠き取り調整し、面材を張る。 (3) 柱にホールダウン金物を使用する場合の耐力壁（面材）の納まり (a) 隅角部 1) ホールダウン金物の取り付け柱面と直交する柱面に有効面材を伸ばし、釘打ちする。 その上から半柱を釘N75 @300で取付け、その半柱に他方向の面材を釘打ちする。 2) ホールダウン金物の取り付け柱面と直交する柱面に有効面材を伸ばし、釘打ちする。 他方向の非有効面材は受材を設けて取付ける。 3) 面材の受材に半柱を釘N75 @300で取付け、その半柱に有効面材を釘打ちする。 この場合、ホールダウン金物の取付けは、六角ボルトを使い、また、その長さに注意する。	4) 面材の受材に半柱を釘N75 @300で取付け、その半柱に有効面材を釘打ちする。他方向の非有効面材は受材を設けて取付ける。 ただし、ホールダウンと面材が干渉するので、使用するホールダウン金物はS-HDとし、受材の大きさに注意する。 (b) T字部周辺 1) ホールダウン金物の取付く柱面と直交する柱面に面材を伸ばし釘打ちする。 その上から半柱を釘N75 @300で取付け、その半柱に他方向の有効面材を釘打ちする。 2) 面材の受材に半柱を釘N75 @300で取付け、有効面材を釘打ちする。 この場合、ホールダウン金物の取付けは六角ボルトを使い、また、その長さに注意する。 3) 有効面材をホールダウン金物に干渉しないように柱面に釘打ちする。他方向の非有効面材は受材を設けて取付ける。 ただし、ホールダウンと面材が干渉するので、使用するホールダウン金物はS-HDとし、受材の大きさに注意する。		
クロサワ設計事務所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 〒368-0101 秩父郡小鹿野町下小鹿野949-1	特記事項		工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事	図面名称 木造在来軸組工法標準図 その3	No. S-05 縮 尺

クロサワ設計事務所 （株）建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 〒368-0101 秩父郡小鹿野町下小鹿野949-1	特記事項				工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事	No. S-06
					図面名称 木造在来軸組工法標準図その4	縮尺

9.3 スラブ等の補強

(1) スラブ開口部の補強

スラブ開口部の補強方法は、設計図による。設計図になければ、(ア)(イ)による。
(ア) スラブ開口の最大径が700mm以下の場合、図9.8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13 ($Q = 2L_1$) シングルを上下筋の内側に配筋する。

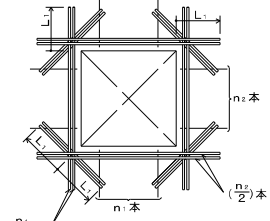
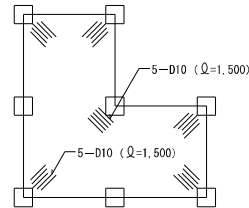


図9.8 スラブ開口部の補強配筋

(イ) スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を縦やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

(2) 屋根スラブの補強

屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。



(3) 土間スラブの打継ぎ補強

基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強は図9.10による。ただし、土間スラブとは、土に接するスラブで S筋の配筋によるものをいう。

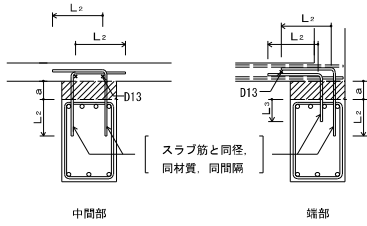


図9.10 打継ぎ補強配筋

(4) 土間コンクリートの補強

土間コンクリートの補強筋は、設計図による。なお、基礎梁との接合部は、図9.11による。

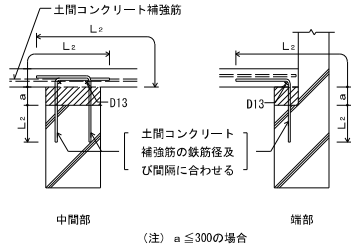


図9.11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10.1 片持スラブ形階段

片持スラブ形階段の配筋は、表10.1及び図10.1により、寸法及び配筋種別は、設計図による。

表10.1 片持スラブ形階段の配筋

t : スラブ厚さ	
配筋種別	配筋図
KA1	
KA2	
配筋種別	配筋図
KA3	
KA4	

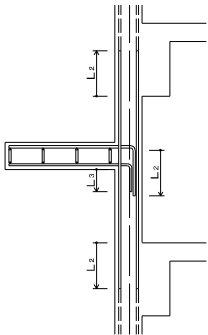


図10.1 片持スラブ形階段配筋の定着

10.2 二辺固定スラブ形階段

二辺固定スラブ形階段は、プレキャストコンクリート部材又は現場打ちコンクリート部材とする。プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は設計図による。

二辺固定スラブ形階段の配筋は表10.2並びに図10.2及び図10.3により、寸法及び配筋種別は、設計図による。

表10.2 二辺固定スラブ形階段

配筋種別	上端筋、下端筋とも（全域）
KB1	D13-200φ
KB2	D13-150φ
KB3	D13-100φ
KB4	D13、D16-150φ
KB5	D16-150φ
KB6	D16-125φ
KB7	D16-100φ

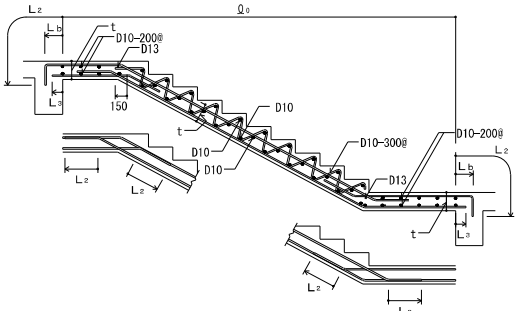
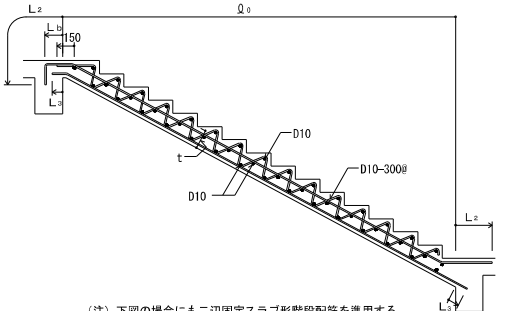


図10.2 二辺固定スラブ形階段配筋（その1）



(注) 下図の場合にも二辺固定スラブ形階段配筋を準用する。

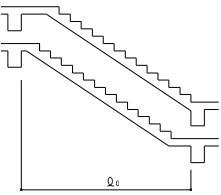


図10.3 二辺固定スラブ形階段配筋（その2）

11.1 梁貫通孔

(1) 梁貫通孔は、次による。

- (ア) 梁貫通孔補強筋の名称等は、図11.1による。
 - (イ) 孔の径は、梁せいりの1/3以下とする。
 - (ウ) 孔の上下方向の位置は、梁せいり中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3 (Dは梁せいり) の範囲には設けてはならない。
 - (エ) 孔は、柱面から原則として、1.5D 以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。
 - (オ) 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。
 - (カ) 縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
 - (キ) 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図11.2による。
 - (ク) 溶接金網の余長は、1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。
 - (ケ) 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋 1-13φのリング筋を取り付ける。
- なお、リング筋は、溶接金網に4箇所以上溶接する。
(コ) 溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。
(サ) 他の開孔を設けない範囲は、図11.3による。

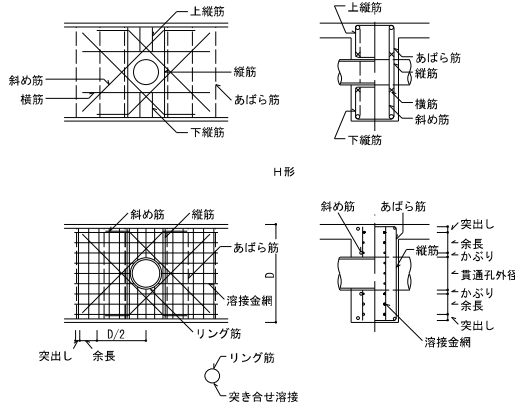


図11.1 梁貫通孔補強筋の名称等

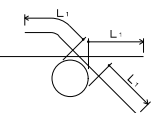


図11.2 補強筋の定着長さ

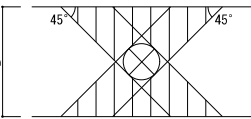


図11.3 他の開孔を設けない範囲

(2) 梁貫通孔の補強形式は表11.1～表11.2により、配筋種別は設計図による。

表11.1 H形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	横筋	上下縦筋	配筋図
H1	2-2-D13	なし	なし	なし	
H2		2-2-D13			
H3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H4	4-2-D16				
H5	4-2-D16	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H6	4-2-D19				
H7	4-2-D22				

(注) — — — は、一般部分のあばら筋を示す。

表11.2 MH形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	溶接金網	配筋図
MH1	2-2-D13	なし	なし	
MH2		2-2-D13		
MH3	2-2-D13	2-2-D13	2-6φ-100φ	
MH4	4-2-D13			
MH5	4-2-D16			
MH6	4-2-D16	4-2-D13	2-6φ-100φ	
MH7	4-2-D19			

(注) — — — は、一般部分のあばら筋を示す。

11.2 コンクリートブロック帳壁との取合い

(1) 控壁は、次による。

- (ア) 控壁の配置は、設計図による。
- (イ) 配筋は、図11.4による。

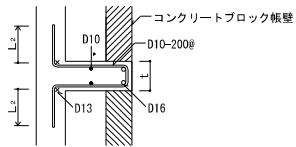


図11.4 控壁の配筋（水平、垂直とも）

(2) 帳壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強は、図11.5による。

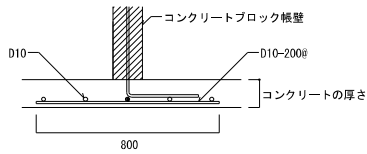


図11.5 壁付き土間コンクリートの補強配筋

11.3 パラベット

パラベットの先端補強筋は図11.6により、コンクリート厚さ及び配筋は構造図による。

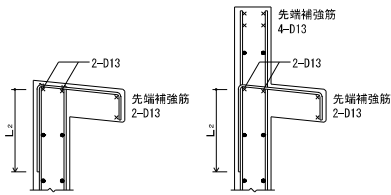


図11.6 パラベットの先端補強筋

12 擁壁

宅地造成等規制区域外での高さ2m以下の擁壁の鉄筋の定着長さは図12により、コンクリートの厚さ及び配筋は構造図による。

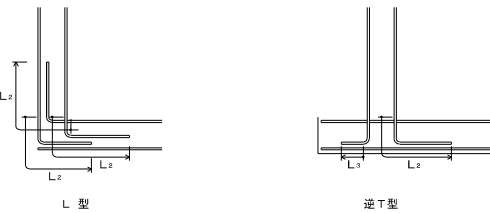


図12 擁壁の鉄筋の定着長さ

小鹿野町

日付

工事名称

岩殿沢公衆トイレ新築工事

図面No.

設計

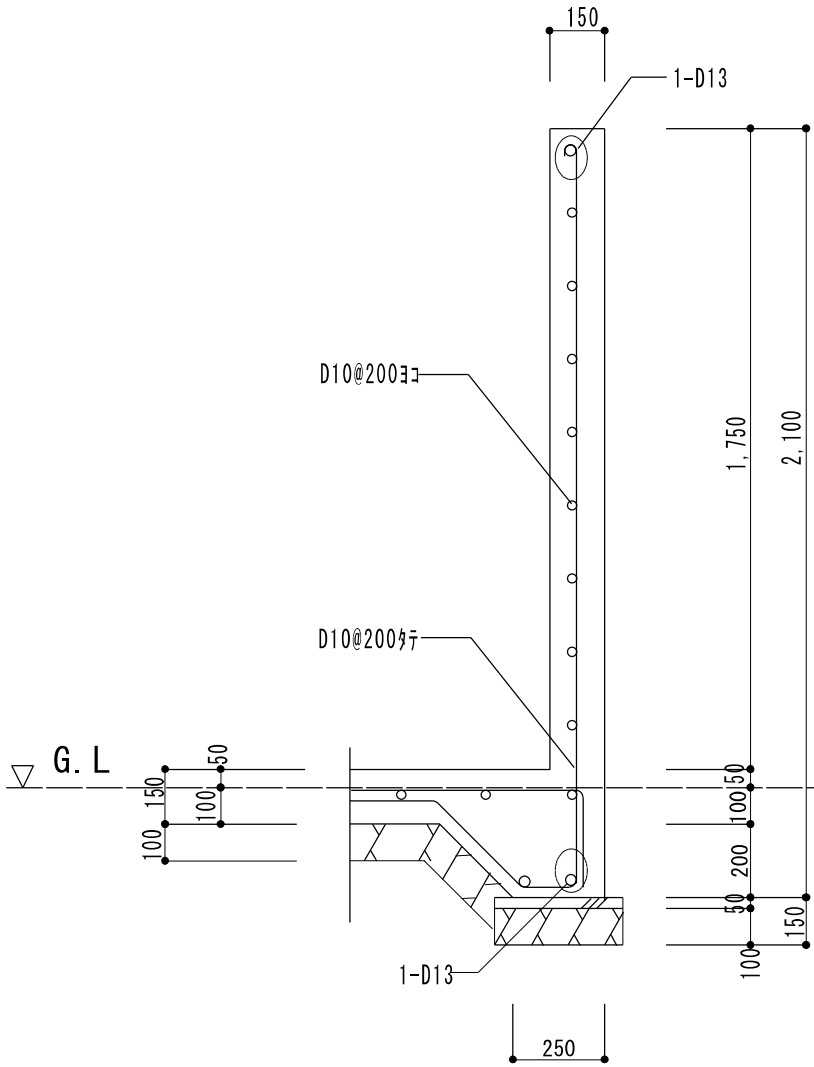
R7.1 (Ver. R6-2)

図面名称

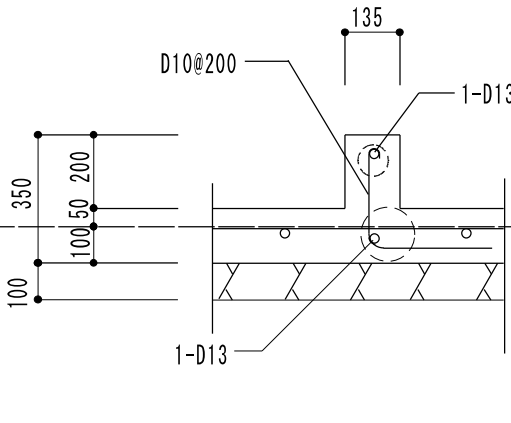
構造関係共通図（配筋標準図・その4）

S-10

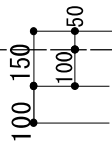
凡 例	
	ベタ基礎立上がり W=150
	ベタ基礎立上がり W=129
	ベタ基礎 底盤 厚150
	犬走り 厚120
	アンカーボルトM-12・L=450
	柱 150角
	柱 105角
	耐力壁 構造用合板厚9



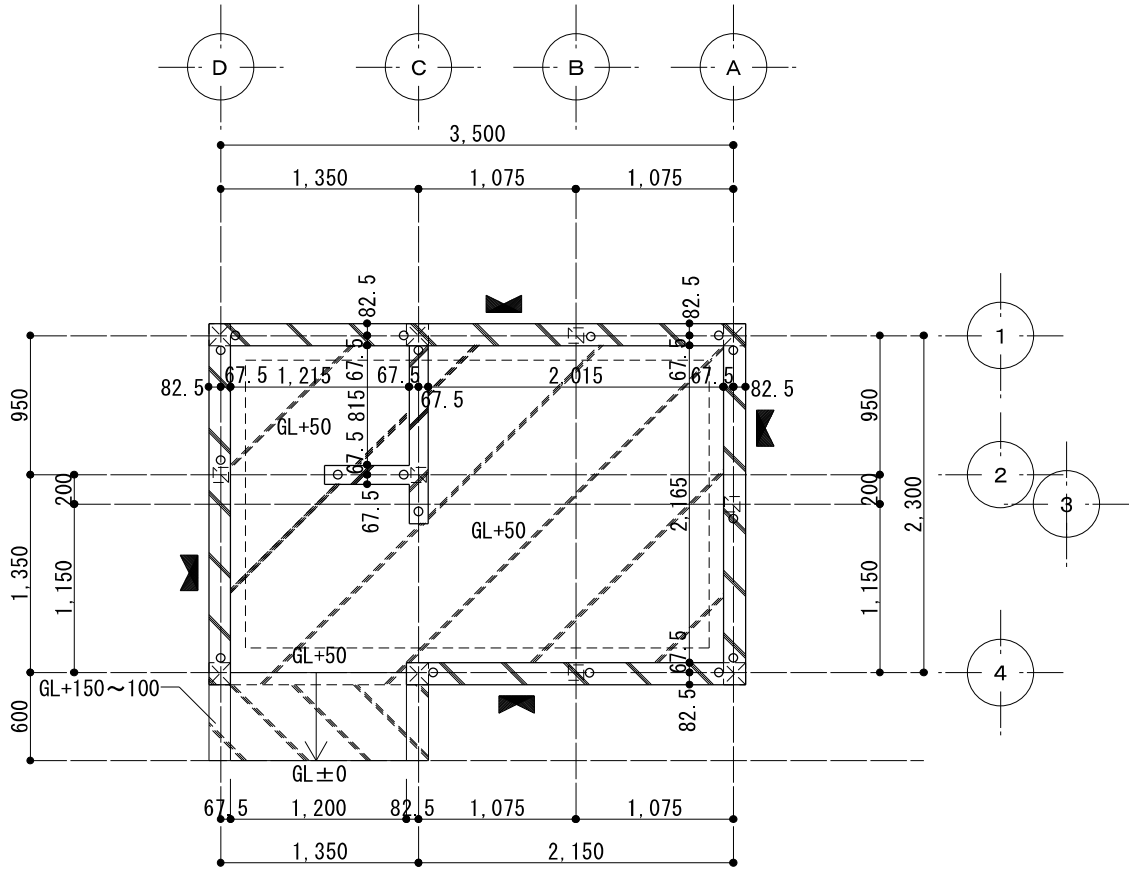
外周部立上り



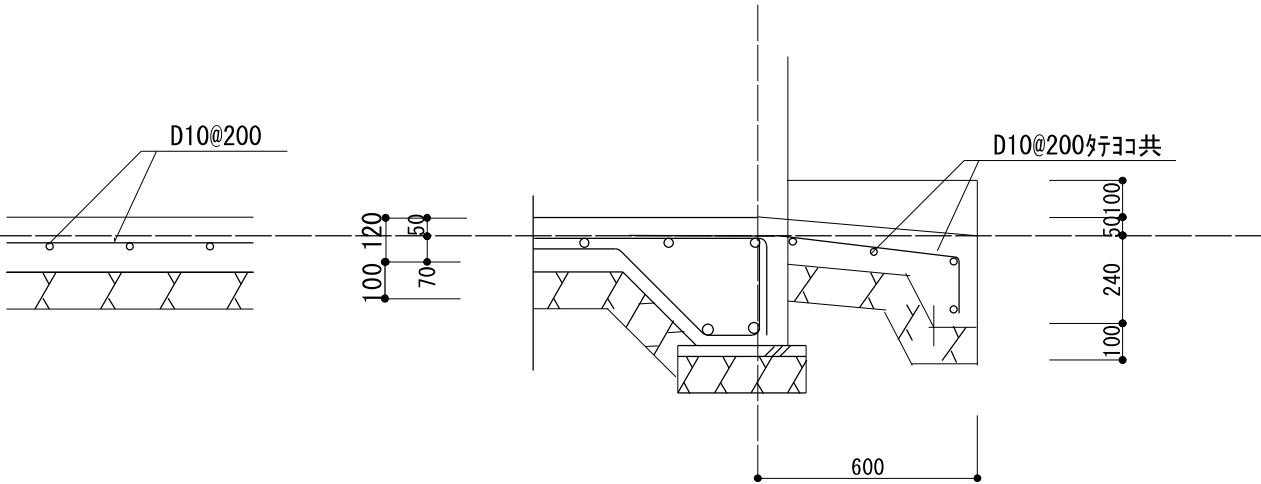
内 部立上り



底 版



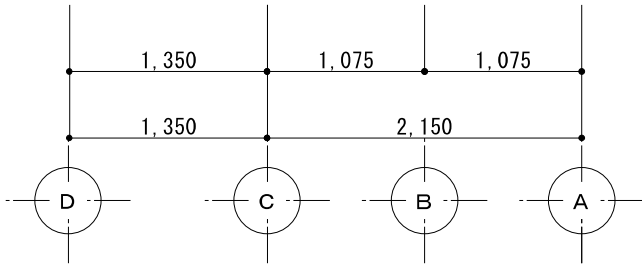
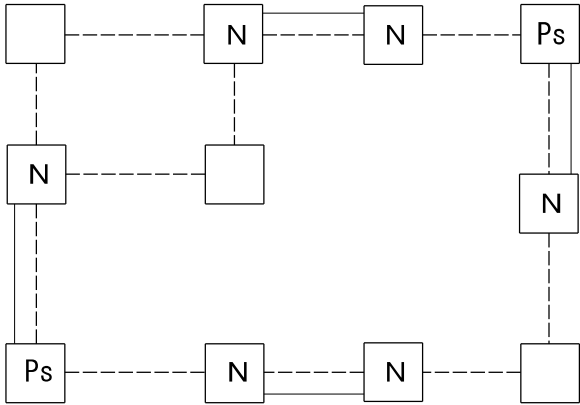
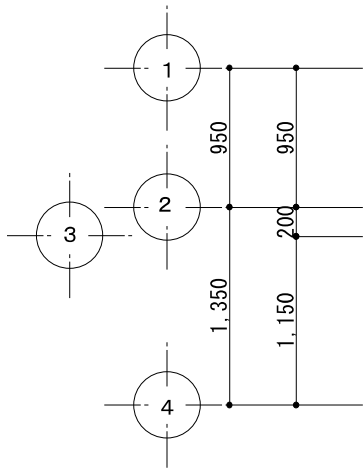
基礎伏図 S = 1 : 5 0



犬走り

< 使用材料 >
・コンクリート F C = 2 1 N / mm²
・鉄 筋 S D 2 9 5

クロサワ設計事務所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録(9)1777号 黒沢角平 1級建築士登録番号 第176954号		作成者印
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		S-11
図面名称 基礎伏図	縮尺 1/50	R8・7



金物図 S= 1 : 5 0

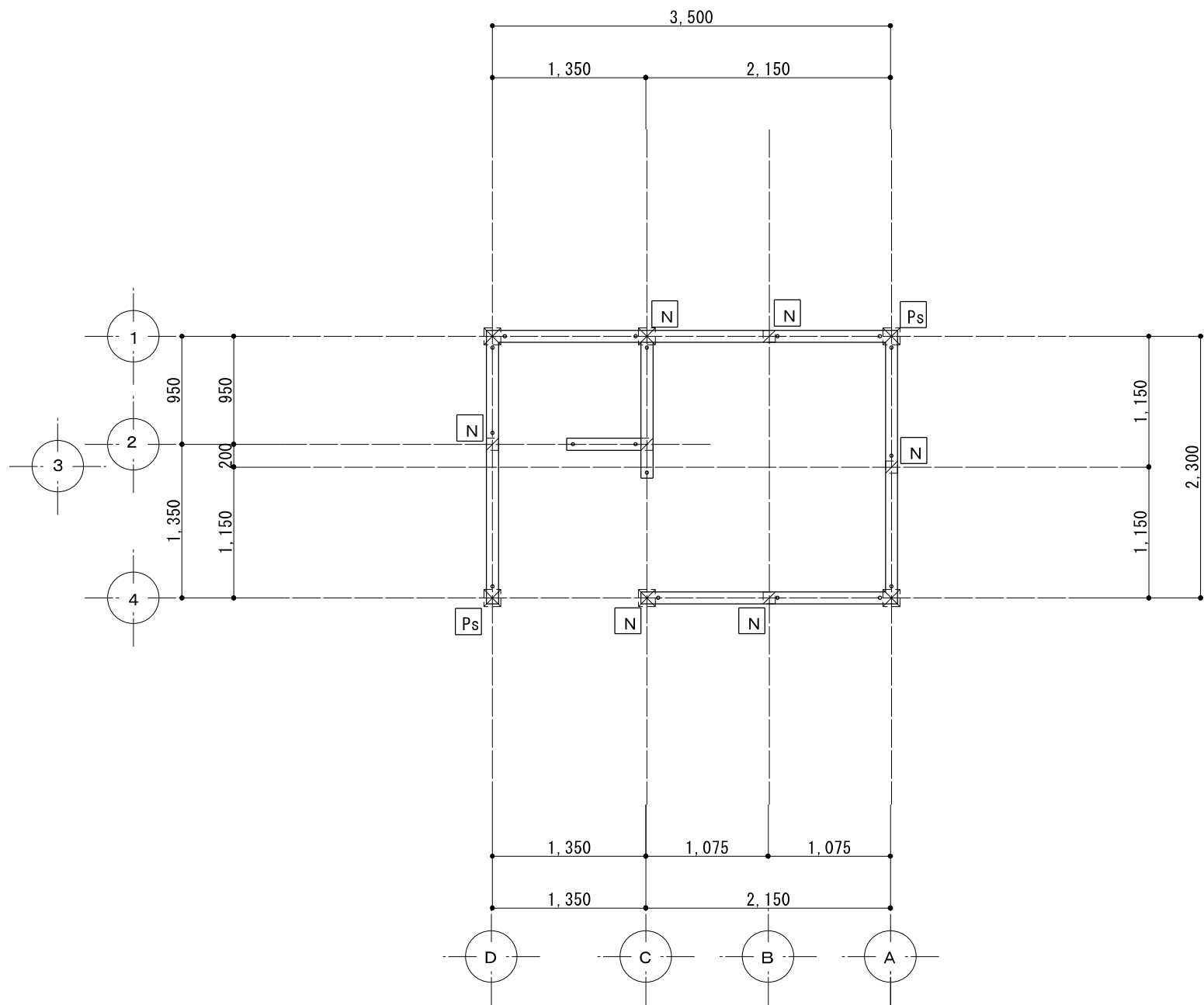
金具凡例

部位	記号	仕様		N 値
柱頭及び柱脚 の接合部	□	い	短ほぞ差し、又はかすがい打ち	0.0 以下
	N	ろ	長ほぞ差し込み栓打ち、又はL字型かど金物	0.65 以下
	V	は	山形プレート、又はT字型かど金物	1.0 以下
	P	に	羽子板ボルト、又は短冊金物	1.4 以下
	P s	ほ	スクリュー釘 ZSSO+羽子板ボルト、又は スクリュー釘 ZSSO+短冊金物	1.6 以下

階	通し柱	通り芯		出隅柱 最上階・平屋 その他	柱 方向	A 1	B 1	H 1	A 2	B 2	H 2	L	柱 頭 ・ 柱 脚		接合部 記号	判 定
		X	Y			壁倍率 +補正值	差出隅 +補正值	階高 3.2m 以下の場合 2.7	壁倍率 +補正值	差出隅 +補正值	階高 3.2m 以下の場合 2.7	出隅 0.4 以下の場合 (1.0) その他 0.6 (1.6) (注1)	N 値	(A 1 × B 1) × H 1 / 2. 7 + (A 2 × B 2) × H 2 / 2. 7 - L		
1		X	4	○	Y	2.5	0.8	2.7	0.0	0.0	0.0	0.4	2.5×0.8×2.7/2.7-0.4=	1.60	Ps (ほ)	適
1		D'	4	×	X	2.5	0.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.6	2.5×0.5×2.7/2.7-0.6=	0.65	N (ろ)	適
1		B'	4	×	X	2.5	0.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.6	2.5×0.5×2.7/2.7-0.6=	0.65	N (ろ)	適
1		B'	3	×	Y	2.5	0.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.6	2.5×0.5×2.7/2.7-0.6=	0.65	N (ろ)	適
1		X	2	×	Y	2.5	0.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.6	2.5×0.5×2.7/2.7-0.6=	0.65	N (ろ)	適
1		D'	1	×	X	2.5	0.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.6	2.5×0.5×2.7/2.7-0.6=	0.65	N (ろ)	適
1		B'	1	×	X	2.5	0.5	2.7	0.0	0.0	0.0	0.6	2.5×0.5×2.7/2.7-0.6=	0.65	N (ろ)	適
1		B'	1	○	Y	2.5	0.8	2.7	0.0	0.0	0.0	0.4	2.5×0.8×2.7/2.7-0.4=	1.60	Ps (ほ)	適

※X方向、Y方向のそれぞれについてN値を計算し、大きい方を採用。
【 】内の値は上下階で位置が一致していないが1m以内に存在する壁倍率を示す。
また、接合部記号において（ ）の付いた金物は、N値計算の結果にかかわらず上階の接合部金物に統合させたことを示す。
注1)「平屋建の柱」または「2階建の2階の柱」に対する係数。括弧内は、「2階建の1階の柱」に対する係数。

ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 黒沢角平 1級建築士登録番号 第176954号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		S—12
図面名称 金物図	縮尺 1/50	R8・7

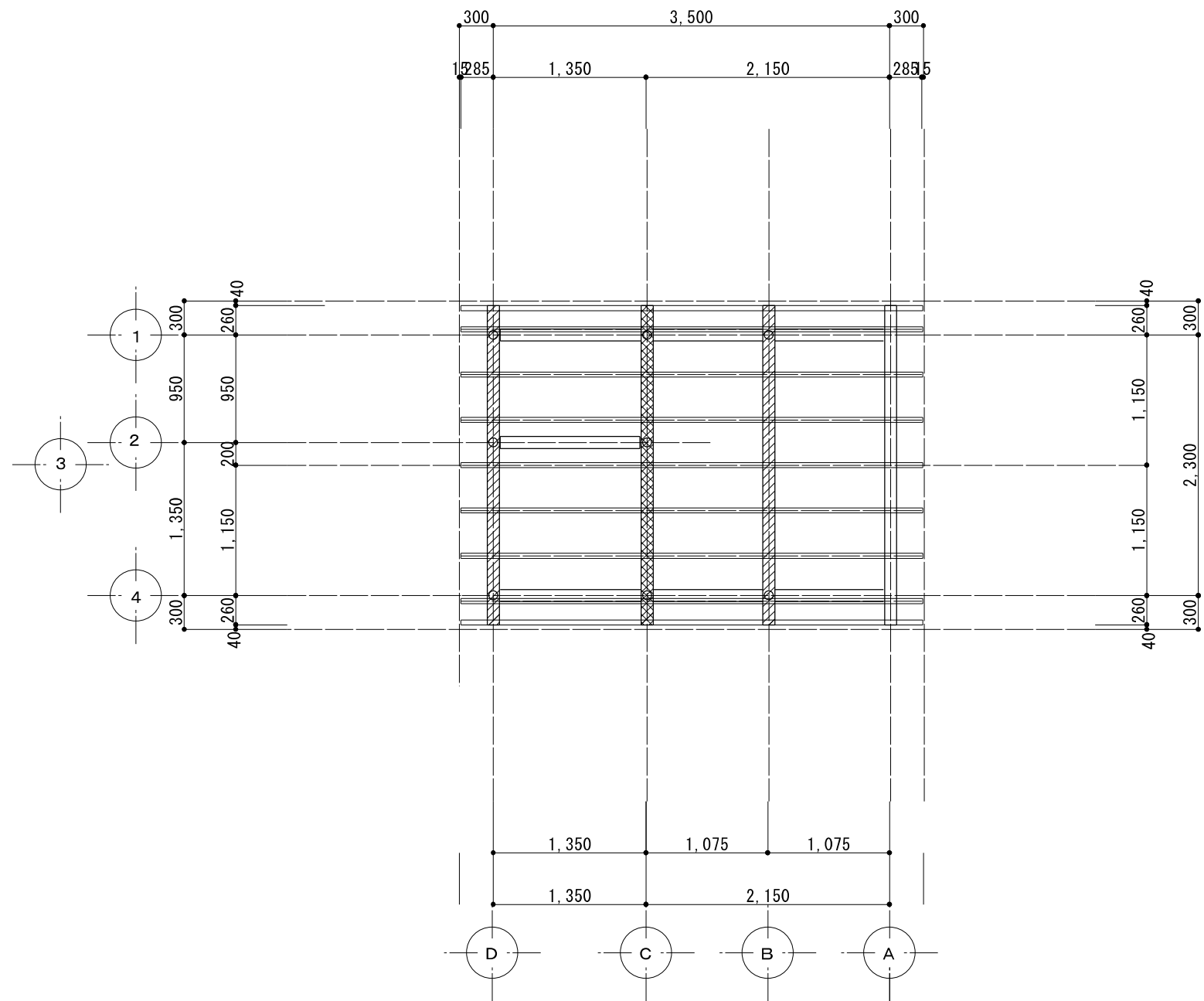


土台伏図 S= 1 : 5 0

部材リスト

記号	部位	寸 法	樹 種
⊠	化粧柱	1 2 0 * 1 2 0	杉上小
⊠	柱	1 0 5 * 1 0 5	杉一等
≡	土台	1 0 5 * 1 0 5	桧一等
。	アンカーボルト	M 1 2 L = 4 5 0	
□ N	金 物	柱脚・柱頭用	

ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 黒沢角平 1級建築士登録番号 第176954号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		S-13
図面名称 土台伏図	縮尺 1/50	R8・7



小屋伏図 S= 1 : 5 0

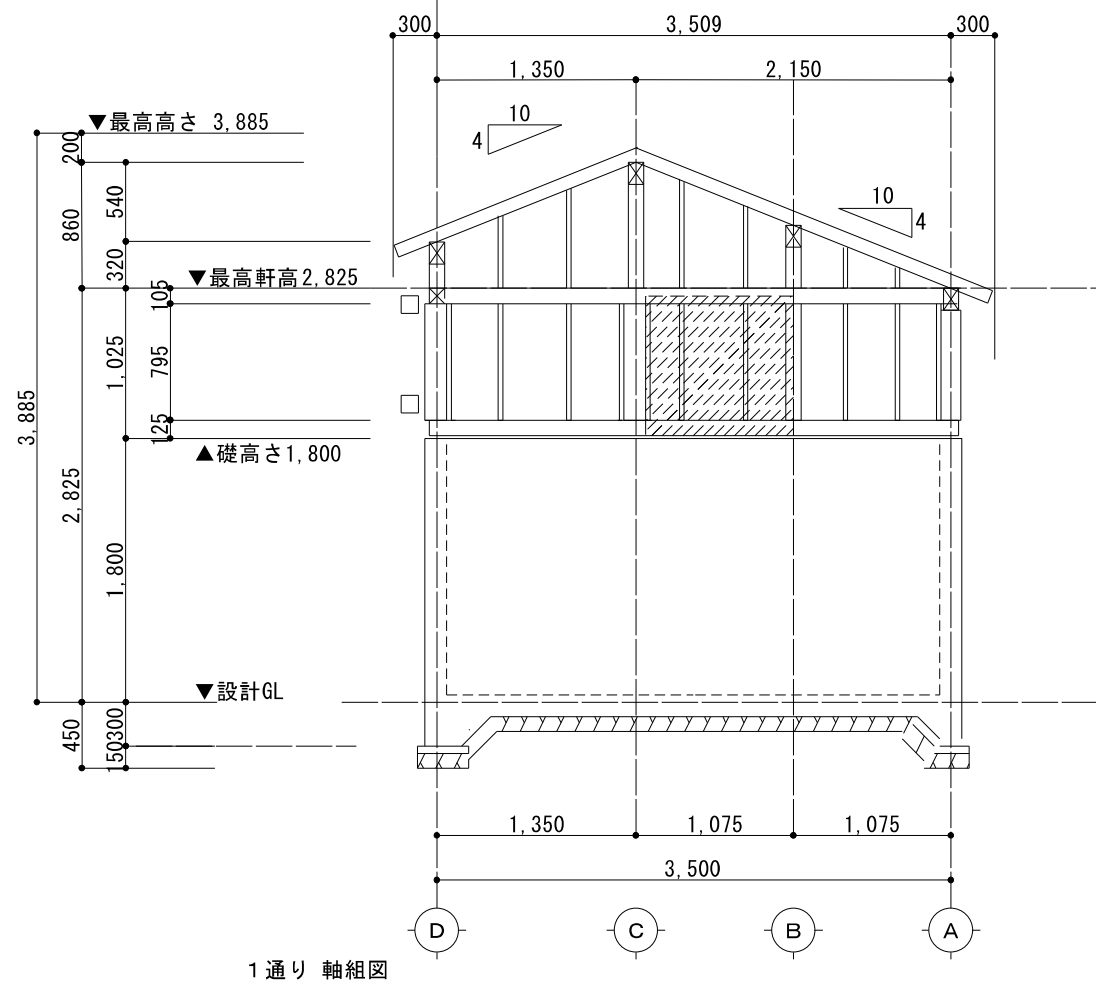
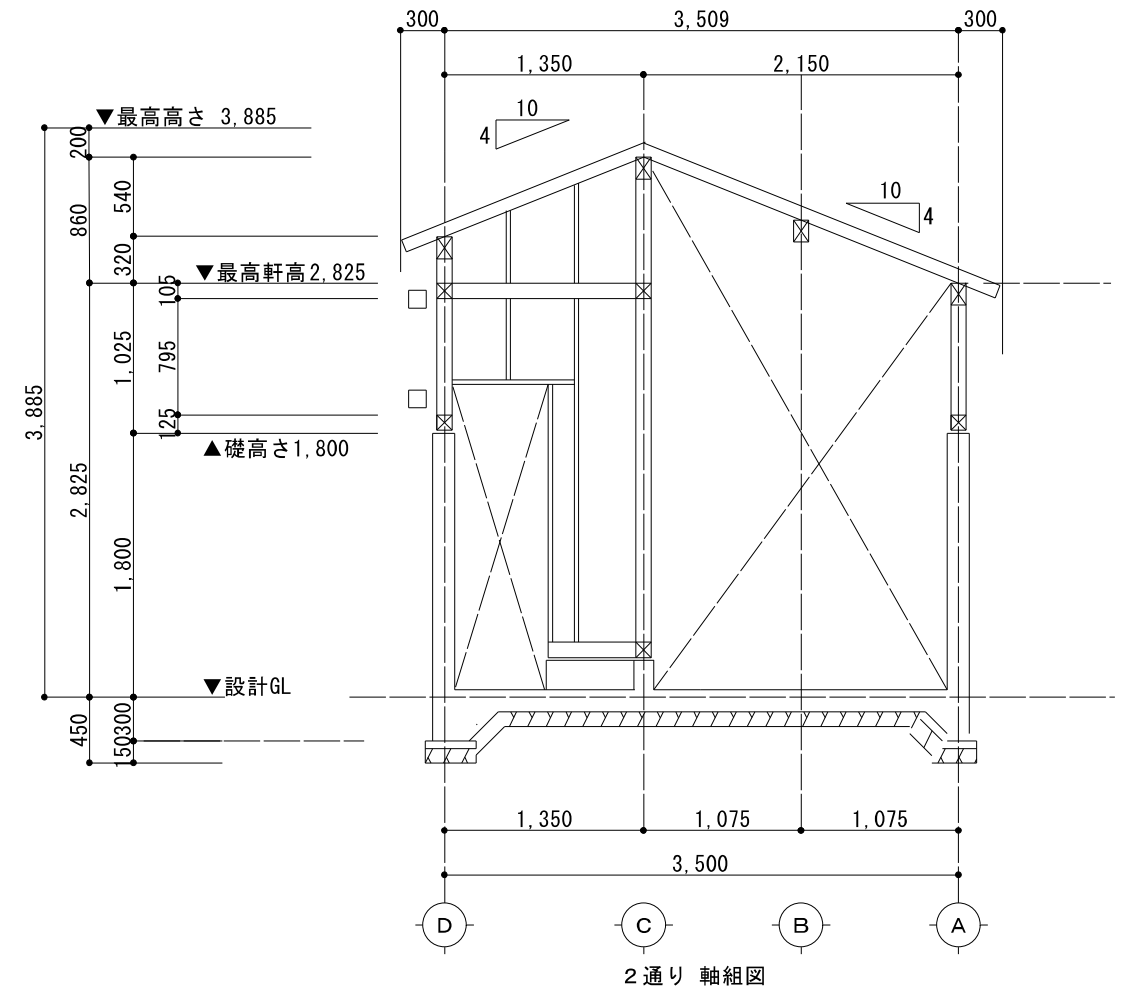
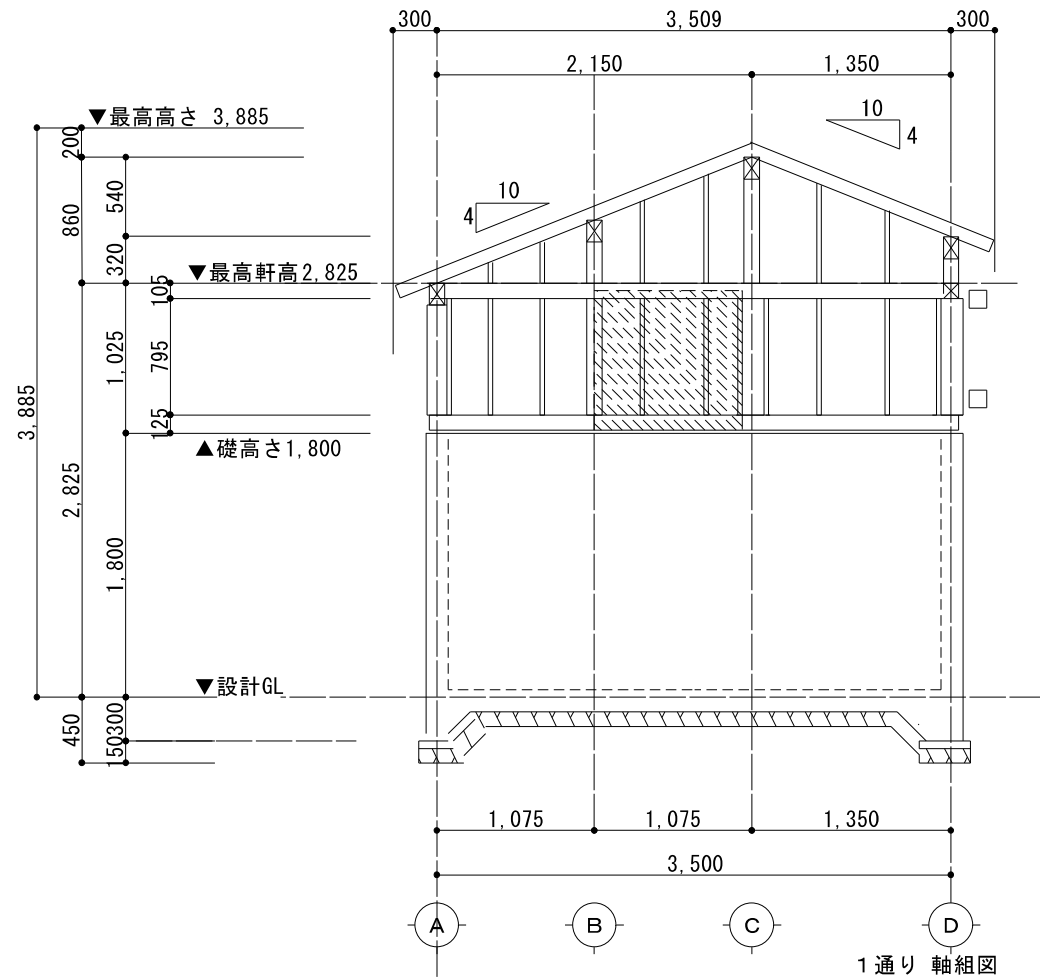
金具凡例

部位	記号	仕様		N 値
柱頭及び柱脚 の接合部	□	い	短ほぞ差し、又はかすがい打ち	0.0 以下
	N	ろ	長ほぞ差し込み栓打ち、又はL字型かど金物	0.65 以下
	V	は	山形プレート、又はT字型かど金物	1.0 以下
	P	に	羽子板ボルト、又は短冊金物	1.4 以下
	P s	ほ	スクリュー釘 ZS50+羽子板ボルト、又は スクリュー釘 ZS50+短冊金物	1.6 以下

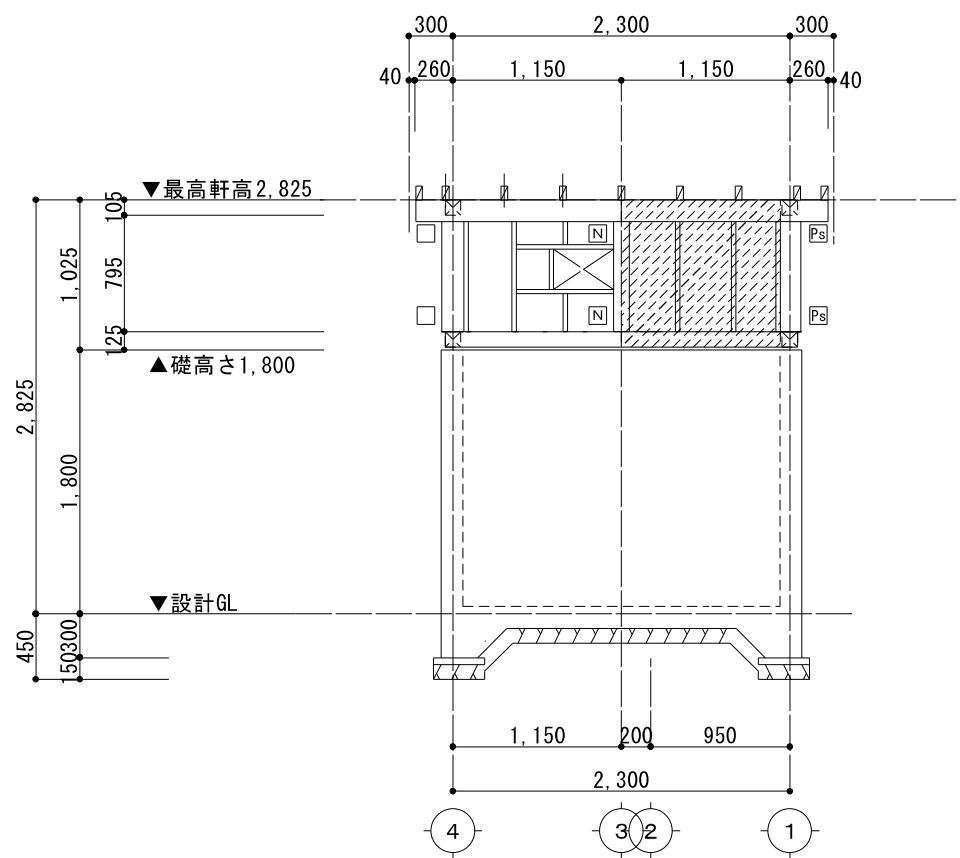
部材リスト

記号	部位	寸 法	樹 種
=====	垂 木	4 5 * 9 0	米松一等
○	束	1 0 5 * 1 0 5	杉一等
=====	梁	1 0 5 * 1 5 0 1 0 5 * 1 0 5	米松一等
////	母屋	1 0 5 * 1 5 0	米松一等
XXXX	棟木	1 0 5 * 1 5 0	米松一等

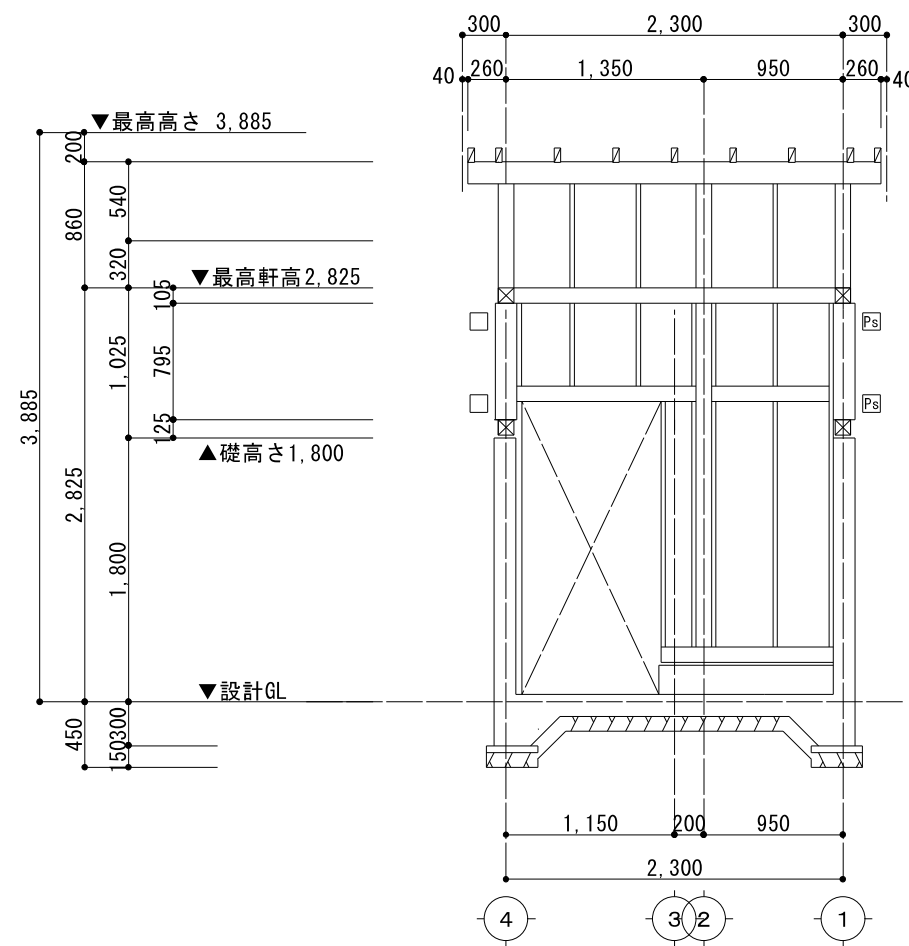
ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 黒沢角平 1級建築士登録番号 第176954号		作成者印
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		S-14
図面名称 梁伏図	縮尺 1/50	R8・7



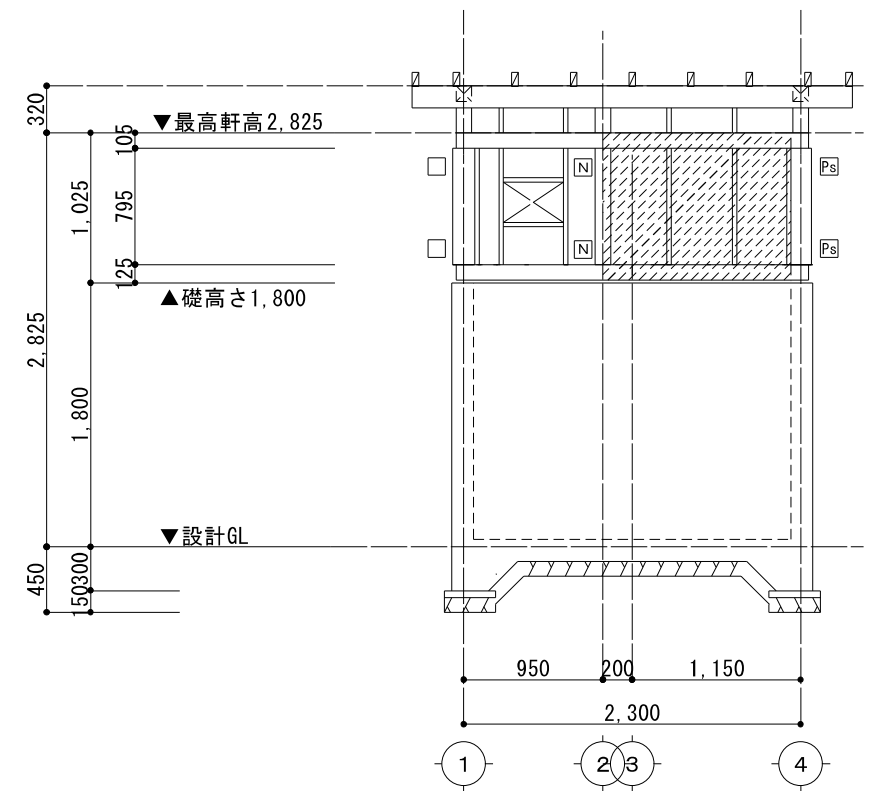
クロサワ設計事務所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録(8)1777号 小森 勇二 1級建築士登録番号 第221874号		
工事名称	岩殿沢公衆トイレ新築工事	S-15
図面名称	軸組図1	縮尺 1/100 R8・7



A通り 軸組図 S = 1 : 5 0



C通り 軸組図 S = 1 : 5 0



D通り 軸組図 S = 1 : 5 0

ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 小森 勇二		
1級建築士登録番号 第221874号		S－16
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		
図面名称 軸組図2	縮尺 1/50	R8・7

電気設備工事特記仕様書

1 工事概要	
1.1 工事名	岩殿沢公衆トイレ新築工事
1.2 工事場所	秩父郡小鹿野町飯田地内
1.3 工期	契約日から令和 年 月 日まで
現場施工期間	施策特記仕様書による
1.4 工事科目（○印の付いたものを適用する）	
○ 電灯設備 ・ 動力設備 ・ 電熱設備 ・ 雷保護設備 ・ 受変電設備 ・ 電力貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 構内情報通信網設備 ・ 構内交換設備 ・ 情報表示設備 ・ 映像、音響設備 ・ 拡声設備（非常放送設備） ・ 誘導支援、呼出し設備	・ テレビ共同受信設備 ・ テレビ電波障害防除設備 ・ 監視カメラ設備 ・ 駐車場管制設備 ・ 防犯、入退室管理設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 自動閉鎖設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ・ 電話配管設備 ・ 中央監視制御設備 ・ 医療関係設備 ・ 昇降機設備
1.5 指定部分	施策特記仕様書による
1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間	施策特記仕様書による
1.7 建物概要	

1.8 工事概要

- 1.9 同時期発注の関連工事
- ・ 建築工事
- ・ 機械設備工事
- 2 工事仕様
- 2.1 共通仕様
- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
○ 印と⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。）

項 目	特 記 事 項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとす。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）にに基づく特定調達品目該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外、 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③ 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる。 ・できない
⑤ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
⑥ 監督員事務所	本工事で ・設ける（規模 ） ※設けない
⑦ 保 險	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
⑨ 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
⑩ 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事 ・別途） (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分をするもの (鋼屑・鉄屑) (3) 再生資源化を図るもの (蛍光管) 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。
⑪ 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。
12 鍵	錠等の鍵は、既存錠及び別造工事の錠との整合を極力図るものとする。

⑬ 地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table><tr><th>敷き均し土</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td>良質土</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)</td></tr></table> (2) 地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。 (3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。 ハンドホール、ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。 湿気が多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻くとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。 屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじし工法としてもよい。 漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／色帯で区別する。 埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ○構外搬出適切処理する。 ※再生砂などは使用できない。 ・監督員の承諾を得て、再生砂などを表層を除く箇所に使用できる。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。 設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。	敷き均し土	管 種 別	良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)
敷き均し土	管 種 別				
良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)				
14 回路の種別 行先の表示					
⑭ 電線の接続					
16 電線管の接続					
17 接地工事					
⑮ 建設発生土の処理					
⑯ 再生砂・再生砕石 再生アスコン使用					
20 耐震施工					

- (1) 設計用水平地震力
- 機器の重量〔kgf〕に、設計用水平震度を乗じたものとする。
- なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防護支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
地下・1階	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

- 【備 考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。
- 重要機器
- 配電盤 発電装置(防災用) 直流電源装置 交流無停電電源装置
- 交換機 火災報知器受信機 中央監視装置 太陽光発電装置
- 上層階の定義は次による。
- 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
- (2) 設計用鉛直地震力
- 設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

21 あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。
22 はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
23 改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 (2) 外部足場 ※ A種(枠組足場)・B種・C種・D種・E種・F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
24 墜落制止用器具 (フルハネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない

25 アスベスト事前 調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
⑲ その他	(1) 施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 (2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 (3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 (4) 本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 (6) 改修工事等を行う場合は、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 (7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 (8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 (9) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せて設定すること。 (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2.3 工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する）

項 目	特 記 事 項
① 電灯設備	(1) 配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は連用形とする。なお、2ロコンセントは様式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 (2) 照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 (3) 照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 (4) 分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 (5) 継接 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継接を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、継接を必要としない。 (6) 位置ボックスの省略 ケーブルこrogし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
2 動力設備	(1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とする。 (2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別造工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
4 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 （端末処理 ・耐塩用 ・一般用） 受 電 電 圧 柱上用高圧気中 負荷開閉器(PAS) 主 遮 断 装 置 変圧器設備容量 定格電圧 7.2kV 定格電流 A 定格電圧 kV 定格遮断電流 kA 動力用 kVA× 台 電灯用 kVA× 台 高圧進相コンデンサ kVar× 台 直列リアクトル ・6％ ・13％ kVar× 台
5 構内情報通信 網設備	ネットワーク機器を壁内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ (概要)
7 発電設備	・ ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 熱併給(コージェネレーション)発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 ・ (概要)

項 目	特 記 事 項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報 設備、拡声設備 (非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合壁内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

2.4 取付高さ

壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ (mm)	
		一 般	県営住宅
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300	1,200
〃（身体障害者用）	〃	1,100	1,000
〃（人感センサー切換用）	〃	2,000	2,000
コンセント、電話用7Aレドット、直列ユニット	〃	300	400
〃（和室）	〃	150	200
〃（台所）	〃	150	500
防水型コンセント	床上～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	900	900
復帰ボタン（ 〃 ）	〃	1,800	1,800
廊下表示灯（ 〃 ）	〃	2,000	2,000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000

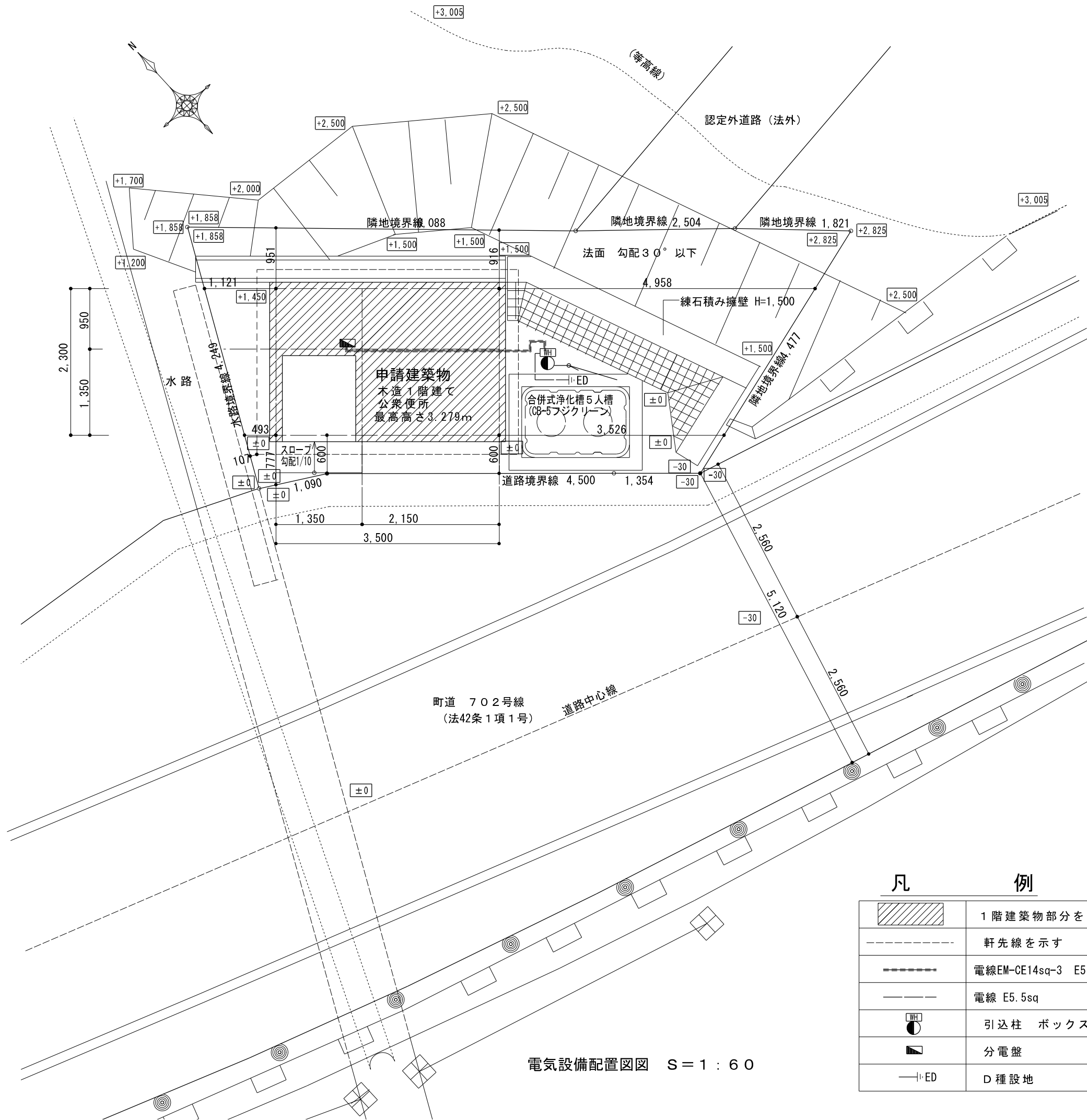
- 3 その他
- 3.1 他工事との取合区分
- 発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺
- 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義
- 本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3 ・中間処理施設 市 地内、（株） ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）
2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
(2) 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

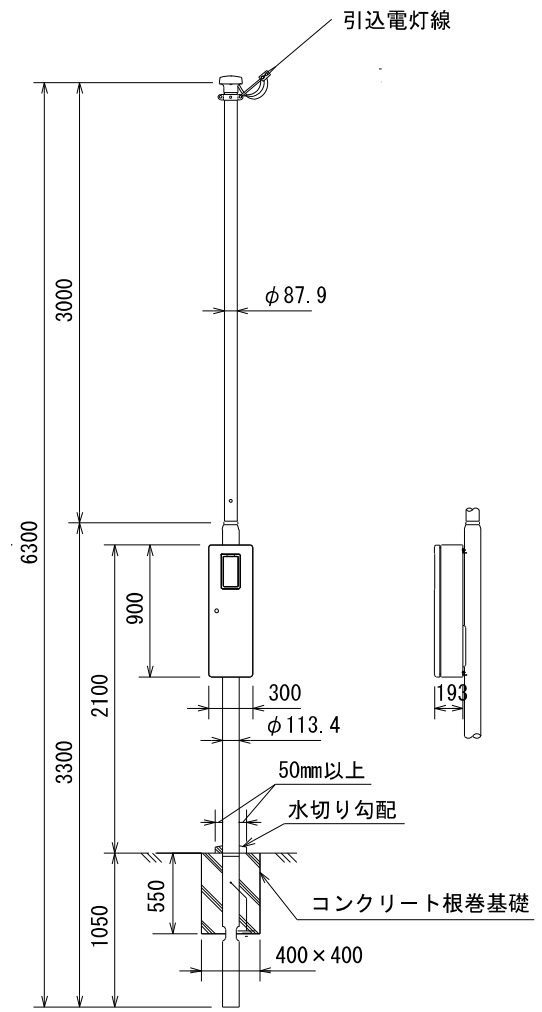
昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。
第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。
2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。
3 発注者とは、本工事の発注者をいう。
4 受注者とは、本工事の受注者をいう。
5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。
6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。
7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。
第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
2 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
4 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。
5 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。
第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

工事範囲の主な既設機器メーカー	
機器名称	既設機器メーカー名
官公庁等打ち合わせ機関	
建築：	
昇降機：	
施設管理者：	
電力会社：	
電話会社：	
ケーブルテレビ会社：	
消防本部：	

		設計年月日								縮 尺	工 事 名 称	図 名	図面番号
			小鹿野町							N S	岩殿沢公衆トイレ新築工事	電気設備工事特記仕様書	E-01



電気設備配置図図 S = 1 : 6 0



引込柱詳細図 S = 1 / 5 0

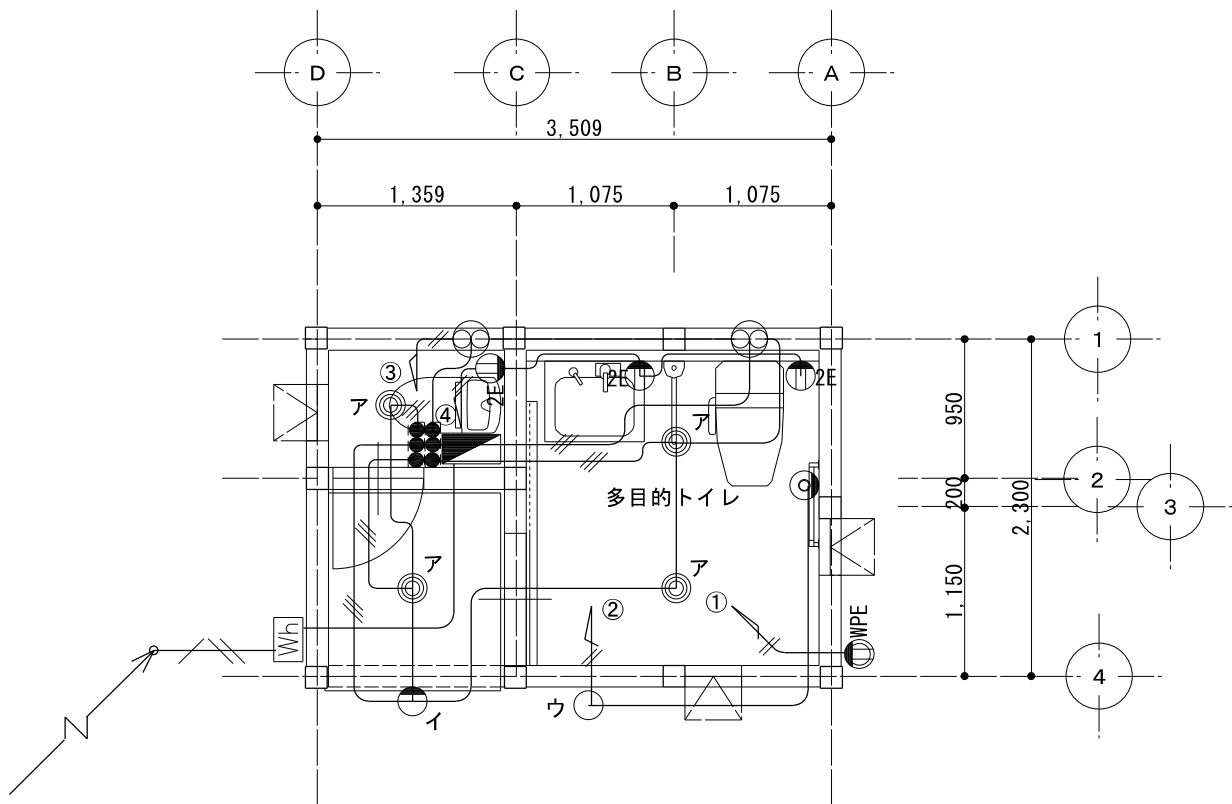
仕様表

用 途	電 灯	
全 長	6 . 3 m	
表面処理	ポール本体	フローコート溶融亜鉛めっき後ポリエチレン樹脂被覆
	ボックス	溶融亜鉛めっき鋼板にポリエステル粉体塗装
色 調	アイボリー又はコーヒーブラウン	

凡 例

	1 階建築物部分を示す
	軒先線を示す
	電線EM-CE14sq-3 E5.5sq(地中)FEP(40)
	電線 E5.5sq
	引込柱 ボックス付 L=6.3m
	分電盤
	D 種 設 地

クロサワ設計事務所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録(9)1777号 黒沢 角平		
1級建築士登録番号 第176954号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		E-02
図面名称 電気設備配置図	縮尺 1/60	R8・7



電気設備平面図 S = 1 : 5 0

注 記

* 特記なき配線は下記の通りとする		
配線記号	配線方法	配線名称
——	ころがし配線	EM-EEF 1.6-2C
——//	ころがし配線	EM-EEF 2.0-2C
——///	ころがし配線	EM-EEF 1.6-3C
——/\\	ころがし配線	EM-EEF 2.6-2C

凡 例

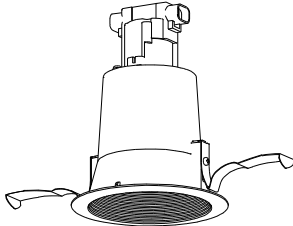
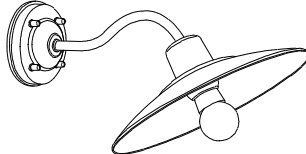
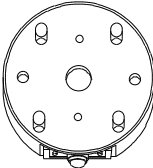
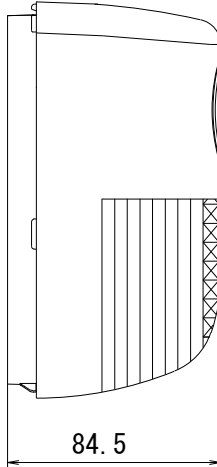
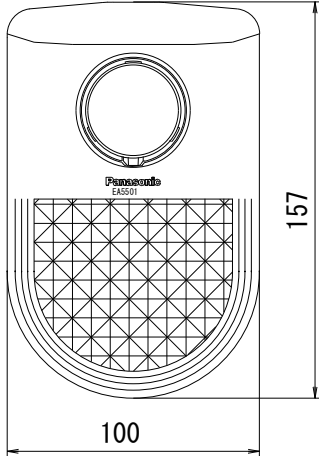
記 号	名 称
⊙	ダウンライト 人感センサー付LED電球
○	非常灯 ブザー付
○	ブラケットライト 人感センサー付 LED
⊕ 2E	埋込み型アース付コンセント (2口)
⊕ WPE	屋外壁付アース付防水コンセント
●	埋込スイッチ
⊙	非常用押しボタン
●●●	3個用鍵付きスイッチカバー

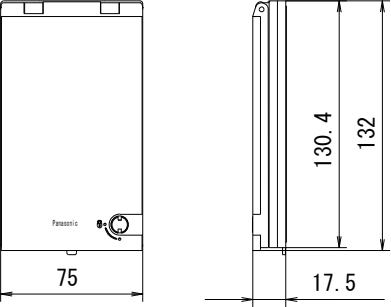
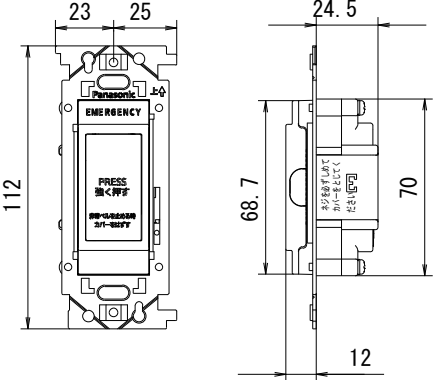
凡 例

記 号	名 称
⊕	壁付換気扇 (ハイファン)
⊕	分電盤 ELB2P30A NB×4
Wh	

クロサワ設計事務所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録 (8) 1777号 黒沢角平 1級建築士登録番号 第176954号		作成者印
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		E - 03
図面名称 電気設備平面図	縮尺 1/50	R8・7

機 具 姿 図

ア	人感センサー付ダウンライト	4 カ 所	イ	ブラケットライト（白熱灯40W相当）	3 カ 所	ウ	ブラケット ブザー付警報ランプ（屋外用）	1 カ 所												
 ランプ LED電球5W 人感センサー付 360度回転 検知角度調整 バツフル：アルミダイカスト（ホワイトつや消し仕上） 枠：アルミダイカスト（ホワイトつや消し仕上） 埋込穴φ100 パナソニック NNN61512WK			 LED電球フィラメント形 3W 2700K 巾280 高197 出417 防雨型  巾φ130 高132 出30 防雨型 オーデリック OG254104LC2 OA253098			 84.5  100 157 <table><tr><td>定格</td><td>電圧 AC100V 50/60Hz</td></tr><tr><td>消費電力</td><td>動作時：5W 待機時：1W</td></tr><tr><td>操作電圧</td><td>DC5V</td></tr><tr><td>使用周囲温度</td><td>-10℃～+50℃</td></tr><tr><td>質量</td><td>約530g</td></tr><tr><td>音圧</td><td>警報音：約90dB(前方1mにて)報知音：約65dB(前方1mにて)</td></tr></table> パナソニックEA5501			定格	電圧 AC100V 50/60Hz	消費電力	動作時：5W 待機時：1W	操作電圧	DC5V	使用周囲温度	-10℃～+50℃	質量	約530g	音圧	警報音：約90dB(前方1mにて)報知音：約65dB(前方1mにて)
定格	電圧 AC100V 50/60Hz																			
消費電力	動作時：5W 待機時：1W																			
操作電圧	DC5V																			
使用周囲温度	-10℃～+50℃																			
質量	約530g																			
音圧	警報音：約90dB(前方1mにて)報知音：約65dB(前方1mにて)																			

スイッチボックスカバー （3コ用）（簡易鍵付）	2 カ 所	非常用埋込押釦 （プレート付）	1 カ 所
 パナソニック WTF7983B		 WNS4500MW・WNS6003W	

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

1	工事名称	岩殿沢公衆トイレ新築工事
2	工事場所	小鹿野町飯田地内
3	工期	契 約 日 から 令和 年 月 日
	現場施工期間	施策特記仕様書による

4 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消防法施行 令別表第一	備 考
① 岩瀬沢公衆トイレ	木造	1	6.22	(15)	
②					
③					
④					
⑤					

5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 工 事 種 目		工 事 種 別					
		①	②	③	④	⑤	屋外
○	空 気 調 和 設 備	一 式					
●	換 気 設 備	一 式					
○	排 煙 設 備						
○	自 動 制 御 設 備						
●	衛 生 器 具 設 備	一 式					
●	給 水 設 備	一 式					
●	排 水 設 備	一 式					
○	給 湯 設 備						
○	消 火 設 備						
○	厨 房 機 器 設 備						
○	ガ ス 設 備						

6 指定部分 施策特記仕様書による

7 主任技術者又は監理技術者の専任期間 施策特記仕様書による

8 工事範囲 図示のとおり

9 機械設備工事概要

10 同時期発注の関連工事

◎建築工事 ◎電気設備工事

工事仕様

共通仕様

- (1) この工事は特設仕様書・図面に示すほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官庁官庁管理部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備仕様書）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備仕様書編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事標準図）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督官の指示に依り施工する。
- なお、営業住宅の場合は、公共住宅建築工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2 特記仕様

- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、◎印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項 目	特 記 事 項
● 一 般 共 通 事 項 特 記 事 項	① 機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出する。使用機材等については、7Aハト含有の有無を確認し、7Aハトを含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
	② 電気保安技術者	・ 置く ※ 置かない
	③ 施工条件	施工時間 ※ 行政機関の休日に関する法律（第63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・ 上記以外の外での施工する場合は事前に監督員と協議すること。
	④ 技能士の適用	○ 配管施工（配管工事）・建築板金施工（風道制作及び取付け） ・ 熱絶縁施工（保温工事）・冷凍空調調機器施工（冷凍空調機器の据付）
	⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※ 飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公衆の健康上、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※ 雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完了後定常の使用状況に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
	⑥ 監督員事務所	本工事で ・ 設ける（規模 ） ※ 設けない
	⑦ 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。
	⑧ 工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	⑨ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内へ置くことが ※ できる ・ できない
	⑩ 足場・さんばし類	※ 別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・ 本工事とする。

●

一般共通事項

特記事項

⑪

建設発生の処理

埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
○構外搬出適切処理する。

⑫

埋め戻し土・盛土

※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類

13

再生砂、再生砕石、再生アスコン使用

※再生砂などは使用できない。
・監督員の承諾を得て、再生砂などを表層を除く箇所に使用できる。
再生砂の使用に先立ち、１購入あたり１検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

⑭

発生材の処理等

※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。
(構外搬出処理費は ※本工事 ・別途)
(１) 引渡しを要するもの ()
(２) 買取処分をするもの ()
(３) 再生資源化を図るもの (・硬質塩化ビニル管)
(４) 特別管理産業廃棄物 ()
※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

⑮

容量等の表示

(１) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(２) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

⑯

配 管

(１) 地中埋設配管(排水管を除く)
１) 地中埋設標（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・不要
２) 地中埋設径（キャップイイ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・不要
３) 埋設表示テープ（２倍折込み） ※要 ・不要

⑰

耐震施工

設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。
ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度 K_h 及び設計用鉛直震度 K_v ($K_h \times 2$)を用いて計算する。
設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	・特定の施設		・一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
中間階	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0
	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
< > 内の数値は水槽類に適用する。

※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階)

中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し）

重要機器は次のものを示す。

給水装置	排水装置	換気機器	空調機器	熱源機器
防火設備	監視制御設備	危険物貯蔵装置		
火を使用する設備 避難経路上に設置する機器				

⑰-1

あと施工アンカー

機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
（原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。）
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

⑱

防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。

空気調和設備工事の保温の種別

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別	
ド レ ン 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ウ)・Ⅶ	
	機械室、書庫、倉庫	b・(ウ)・Ⅶ	
	天井内、P S内及び空腔壁中	c・(イ)・Ⅶ	
	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(ウ)・Ⅶ	
蒸 気 管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ア)・Ⅱ	
	機械室、書庫、倉庫	B・(ア)・Ⅱ	
	天井内、P S内及び空腔壁中	C2・(ア)・Ⅱ	
	床下、暗渠内（ビツ内、共同溝を含む。)	D・(ア)・Ⅱ	
冷 水 ・ 冷 温 水 管 (膨張管、空気抜き管、膨張タンクからボイラー等への給排水管を含む。)	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ウ)・Ⅲ	
	機械室、書庫、倉庫	B・(ウ)・Ⅲ	
	天井内、P S内及び空腔壁中	C1・(イ)・Ⅲ	
	床下、暗渠内（ビツ内、共同溝を含む。)	D・(ウ)・Ⅲ	
温 水 管 (膨張管を含む。)	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ	
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ	
	天井内、P S内及び空腔壁中	C2・(イ)・Ⅰ	
	床下、暗渠内（ビツ内、共同溝を含む。)	D・(イ)・Ⅰ	
	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。)		
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E3・(イ)・Ⅰ	

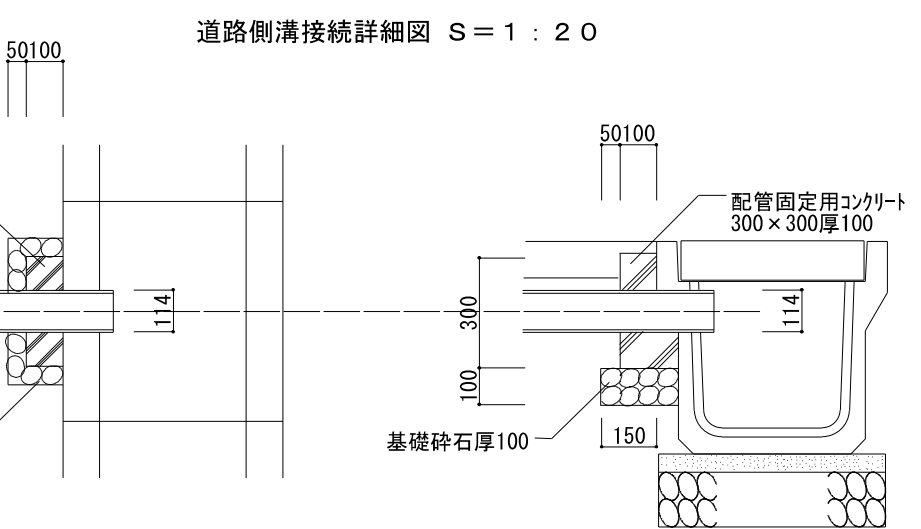
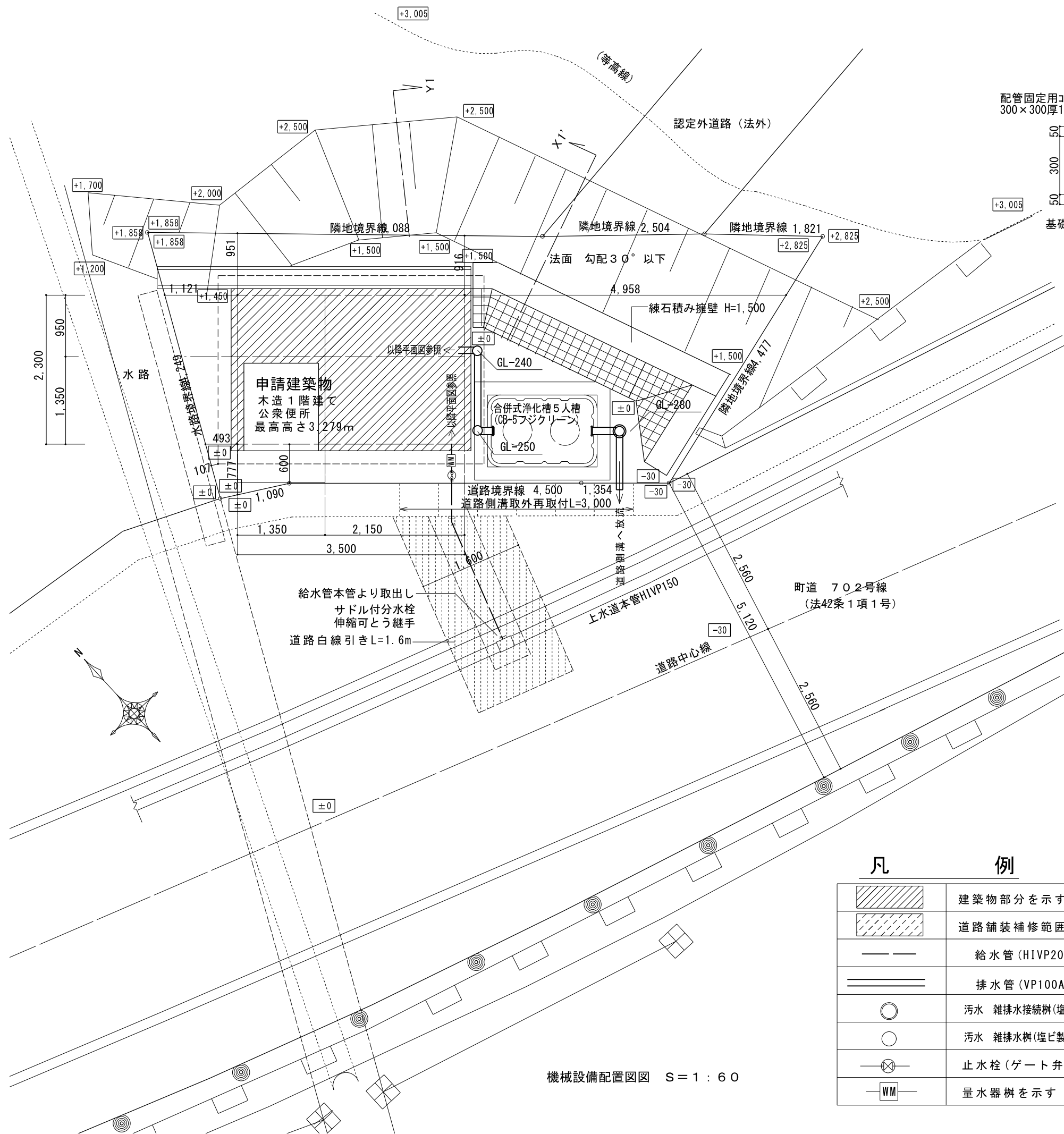
(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
屋内露出部 ※保温化粧カバー（※樹脂製 ・ 亜鉛メッキ銅板製 ・ S U S製）
屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・ S U Sラッキング
・ 保温化粧カバー（※樹脂製 ・ 亜鉛メッキ銅板製 ・ S U S製）
2. 施工種別Bの材料及び施工順序 4、5に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
3. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール保温材 ・ ロックウール保温材)とする。

		ダクトの保温の種別		
		区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
	長 方 形 ダ ク ト	屋 内 露 出	(一般居室、廊下)	J1・(イ)・XⅠ
			機械室、書庫、倉庫	I・(イ)・XⅠ
			屋内隠べい、DS内	I・(イ)・XⅠ
		屋 外 露 出	(バルコニー、解放廊下を含む。)	K3・(イ)・XⅠ
			及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	
	円 形 ダ ク ト	屋 内 露 出	(一般居室、廊下)	O1・(イ)・XⅠ
			機械室、書庫、倉庫	N・(イ)・XⅠ
			屋内隠べい、DS内	N・(イ)・XⅠ
		屋 外 露 出	(バルコニー、開放廊下を含む。)	P3・(イ)・XⅠ
			及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	
消音内貼り		サブライチャンパー	M・(イ)・IX	
		消音チャンパー・消音エルボ	L・(イ)・Ⅶ	
(注) 1. 厨房ダクトの保温材は、管轄消防の規則を確認の上、選定すること。				
		給排水衛生設備工事の保温の種別		
		区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
給 水 管		屋 内 露 出	(一般居室、廊下)	a1・(ウ)・Ⅶ
			機械室、書庫、倉庫	b・(ウ)・Ⅶ
			天井内	c・(イ)・Ⅶ
		P S 内及び空隙壁中		—
			県営住宅 P S 内	c・(ウ)・Ⅶ
		屋 外 露 出	床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。)	—
			屋外露出(バルコニー、解放廊下を含む。)	e3・(ウ)・Ⅶ
			及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	
排水及び通気管		屋 内 露 出	(一般居室、廊下)	—
			機械室、書庫、倉庫	—
		P S 内及び空隙壁中		c・(イ)・Ⅶ
				—
			屋外露出(バルコニー、解放廊下を含む。)	—
給 湯 管 (膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。)		屋 内 露 出	(一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅰ
			機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ
			天井内	c・(イ)・Ⅰ
		P S 内及び空隙壁中		d・(イ)・Ⅰ
			屋外露出及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(イ)・Ⅰ
			(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。 2. 排水管の管径が耐火Ⅱ層管、耐火ⅤPの場合は、保温を要しない。 3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。 4. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール・ロックウール)とする。 5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ)・Ⅶとする。 6. 便所内露出 S U S 管及び流し内露出 S U S 管は保温を要しない。 7. 空調設備を要する便所(特別支援学校等)以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工面所によらず保温を要しない。 ※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。 ※屋外露出給水管(呼び径20以下のみ)は、保温厚40mmの防凍保温を行うこと。 ・図示の屋外露出部(給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。)は下記仕様により防凍保温を行う。 ※保温仕様は保温厚さ40mmとする。 ・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。	
19	防 凍 保 温			
20	塗 装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融垂鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。		
21	電 線	特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。		
22	はり及びびあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びびあと施工アンカー打設前、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。		
23	管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 横道面直下路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。		
24	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。		
25	絶縁継手の設置 ・種別	※コンクリートの建築物に入出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ		
26	他工事との 取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。		
27	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用权と、発注者に帰属するものとする。		
28	保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、工事の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。		
29	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。		
30	墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)による ・使用を要しない		
31	誘導電動機	三相誘導電動機はJ I S C 4 2 1 3 (I E 3) トップランナーモーターとする。		
32	完成図書 の電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ○適用しない 完成図書の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。		

33	その他	工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
○改修一般事項（付加事項）	1 共通事項	改修工事で特に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
	2 改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・ 枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※ A種 (枠組足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
	3 既存部分養生・既存家具等養生	(1) 関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は(2)による。） (2) 本工事で単独に必要な養生は、下記による。 ※ビニールシート ・ 合板 ・
	4 備品等の移動	・別達工事 ・ 本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
	5 仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は(2)による。） (2) 本工事で単独に必要な仮設間仕切りは、下記による。 ・ A種 ※ B種 ・ C種
	6 撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
	7 支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・ インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・ 再使用できる ※新品
	8 あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承認を受けるものとする。
	9 フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・ フロン再生後引き渡し ・ 未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
	10 総合調整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
	11 既設基礎の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
	12 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物石棉含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
	13 その他	(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 (3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者指定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。

[illegible]

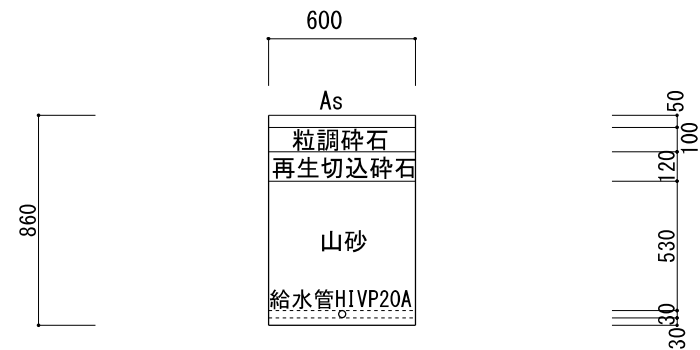
○ 空 気 調 和 設 備	1 設計温湿度	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">外 気</th><th colspan="4">屋 内</th><th colspan="2"></th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr><tr><td>夏 期</td><td>37.1℃</td><td>47.1%</td><td>28 ℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.5℃</td><td>49.4%</td><td>20 ℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table> ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。		外 気		屋 内						温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	37.1℃	47.1%	28 ℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.5℃	49.4%	20 ℃	%	℃	%	℃	%	2 総合試運転調整	※本工事 ・ 別途 風量調整 ※する ・ しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・ しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ※する ・ しない	3 煙 道	(1) 鉄板厚 (※3.2mm ・ 4.5mm) (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・ 設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける (測定口は80φとする) ・ 設けない	4 煙 突	※別途 ・ 本工事	5 長方形ダクト	※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・ スライドオンフランジ工法 ・ アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・ 高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・ 高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ ステンレス製ダクト (・ A区分 ※B区分) ・ 塩ビ製ダクト (・ A区分 ※B区分)	6 円形ダクト	※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ ステンレス製) ・ 硬質塩化ビニル管 (VU) ・ 換気用耐火二層管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・ 保温付 ・ 保温無) (注) 1 使用区分は図示による。	7 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト	8 チャンパー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパ及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・ 300×300 ・ 300×500 ※400×600 ・ 550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	9 吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製 ・ グラスウール製	10 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・)	11 配管材料	(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ (3) プライン管 ※配管用炭素鋼鋼管 (黒) ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆鋼管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・ 10以上 液管 ・ 20以上 ※10以上) (5) ドレン管 (屋外) ※硬質塩化ビニル管VP (カラー) ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白) ドレン管 (屋内) ※保温機能付空調用ドレン管 (「RADICAL」相当品) ・ 耐火二層管VP (FDPS-1) ・ 配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ 硬質塩化ビニル管VP (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼鋼管 (黒) (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼鋼管 (黒) ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管 (黒) Sch40 ・ ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管 (白) ・ (注) 樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。	12 弁 類	規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。 また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。	13 温 度 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空気調和機の冷温水管 (出入口共) ※ダクト接続形空気調和機のサブライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー (注) 及び各選り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・	14 圧 力 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空気調和機の冷温水管 (出入口共) ※冷温水ヘッダー (注) 及び各選り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・	15 瞬間流量計	瞬間流量計はビト一管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は (※1個 ・ 個) 付属とする。 ・ 熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに (※固定形 ・ 着脱形) を設ける。 ・ 空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに (※固定形 ・ 着脱形) を設ける。	16 油面制御装置	※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ (※固定形 ・ 着脱形) を設ける。 制御盤には (※給油ポンプ制御 ※漏減油警報 ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御 ・ 返油ポンプ制御) の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。	17 冷却塔	※直交流式 ・ 向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。	18 空気熱源ヒートポンプ空調機	標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・ オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC (R410A、R32又はR407C) (注1) R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆鋼管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。
		外 気		屋 内																																																																			
		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																														
	夏 期	37.1℃	47.1%	28 ℃	%	℃	%	℃	%																																																														
	冬 期	0.5℃	49.4%	20 ℃	%	℃	%	℃	%																																																														
	設計年月日		小鹿野町				縮尺		工事名称		図面名		図面番号																																																										
									岩殿沢公衆トイレ新築工事		機械設備工事特記仕様書2		M-02																																																										



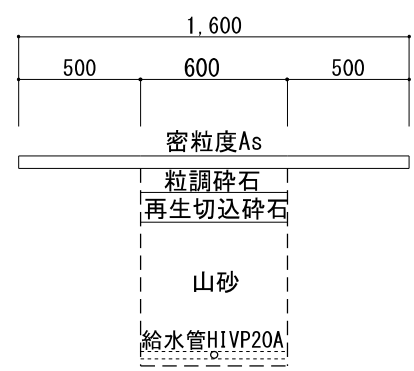
平面図

断面図

道路内配管詳細図 S = 1 : 3 0



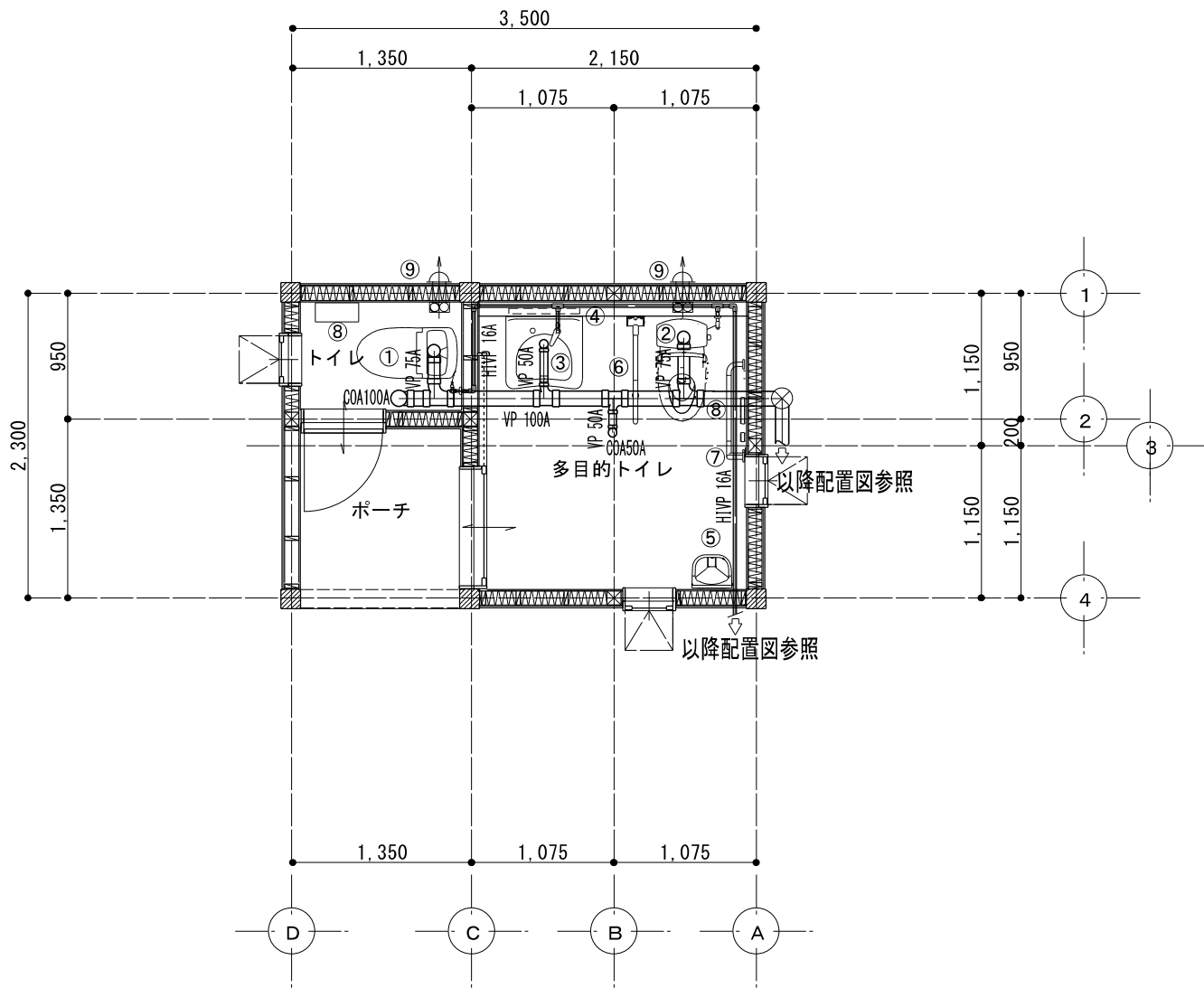
断面組成（仮復旧）



断面組成（本復旧）

凡 例	
	建築物部分を示す
	道路舗装補修範囲を示す
	給水管 (HIVP20A)を示す
	排水管 (VP100A)を示す
	汚水 雑排水接続樹(塩ビ製200φ)をしめす
	汚水 雑排水樹(塩ビ製200φ)をしめす
	止水栓(ゲート弁15A)を示す
	量水器樹を示す

クロサワ設計事務所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（9）1777号		
黒沢 角平		
1級建築士登録番号 第176954号		
工事名称		M-03
岩殿沢公衆トイレ新築工事		
図面名称	縮尺	
機械設備配置図・詳細図	1/60 1/30 1/20	R8・7



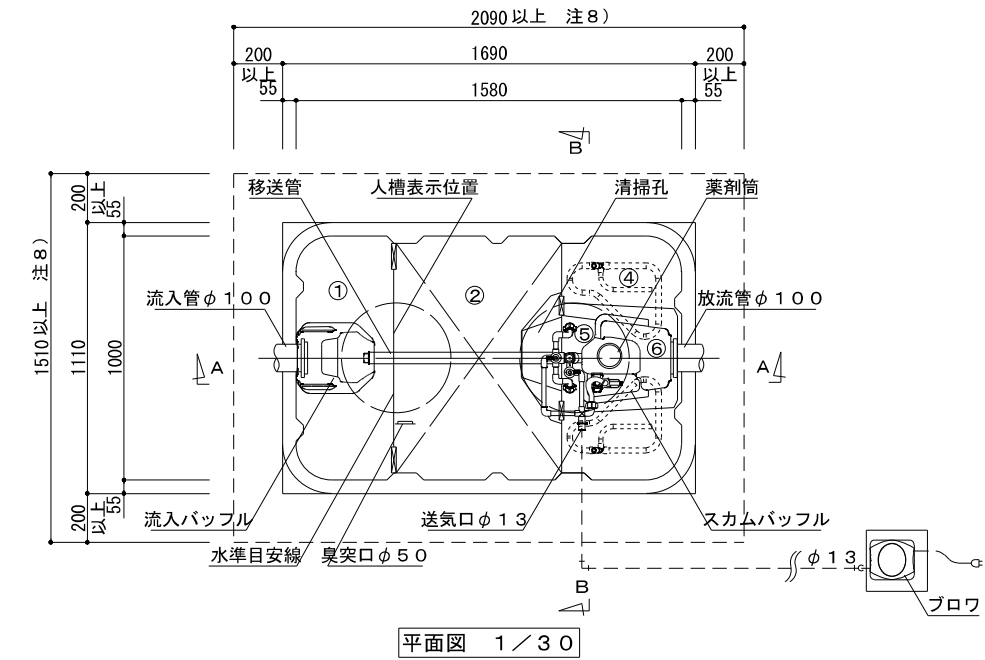
機械設備平面図S= 1 : 5 0

【器具表】

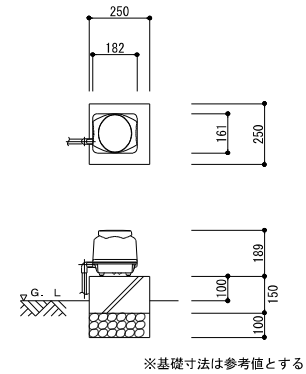
器具名称		参考型番	台数	備考
①	洋風大便器 手洗い付	G232B. SH233BA. TCF6544AK	1	T O T O
②	車椅子用 洋風便器 オストメイト対応水栓付	G20AB. SH30BA. TCF5841PR. TCA578 T95AN	1	T O T O
③	手洗器	L103A. T205QFRC1. TLDP2206JA. TL220D. HH04060	1	T O T O
④	傾斜鏡	LM530 取付金具共	1	T O T O
⑤	ベビーチェア	YKA15. T110D28	1	リンナイ
⑥	はね上げ手摺	T112HK7R. T110D60	1	T O T O
⑦	L型手摺	T112CL12. T110D42	1	T O T O
⑧	スペア付紙巻器	YH181	2	T O T O
⑨	壁付換気扇 排気型 人感センサー付 高気密シャッター	FY-08PPR9D. FY-MFX043	2	パナソニック 電工

ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所 1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 小森 勇二 1級建築士登録番号 第221874号		作成者印
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		M-04
図面名称 機械設備平面図・器具表	縮尺 1/50	R8・7

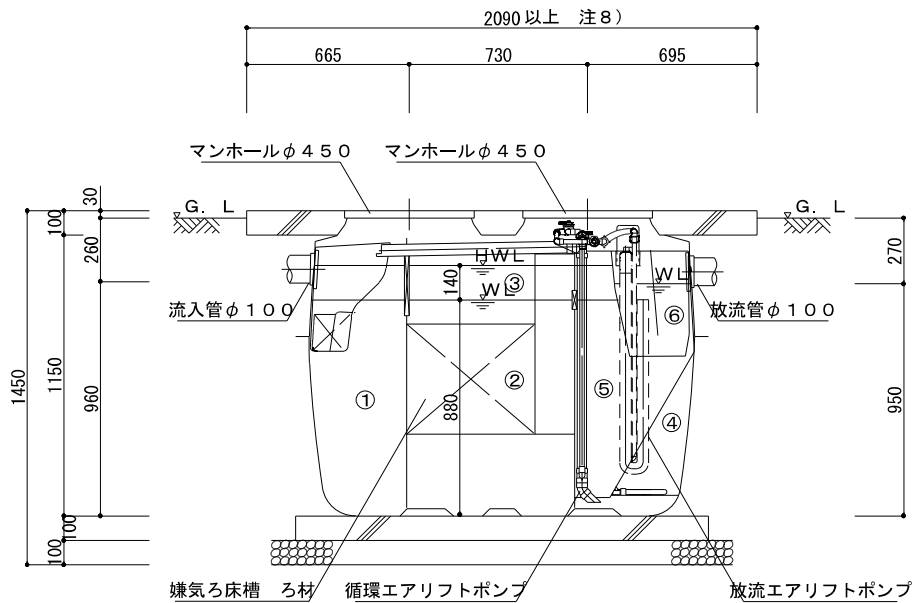
一 般 事 項	
コンクリート	F c = 2 1 N / mm 2
鉄 筋	S D 2 9 5
定着及継手	4 0 d
開口補強筋	D 1 3 シングル
地 業	砕石又はRC 4 0 ～ 0



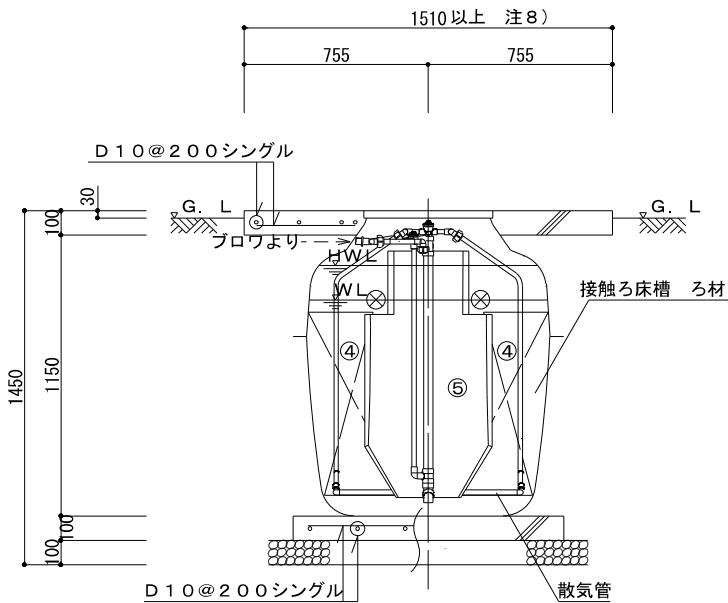
平面図 1 / 3 0



ブロウ 平・断面図 1 / 3 0



A－A断面図 1 / 3 0



B－B断面図 1 / 3 0

施工高さ範囲					
MH	項 目	嵩上げ高さ	流入管底	放流管底	施工全高
簡易 ロック	最小寸法（この図面）	0 H	G. L－2 6 0	G. L－2 7 0	1 4 5 0 H
	最小寸法（嵩上付）	5 0 H	G. L－3 2 0	G. L－3 3 0	1 5 1 0 H
	最大寸法	3 0 0 H	G. L－5 7 0	G. L－5 8 0	1 7 6 0 H
ボルト ロック	最小寸法	1 0 0 H	G. L－3 9 0	G. L－4 0 0	1 5 8 0 H
	最大寸法	3 0 0 H	G. L－5 9 0	G. L－6 0 0	1 7 8 0 H

注）製品全高は、製品規格で＋10、－20mmの公差があります。
流入・放流管底は、製品規格で製品全高に対し±10mmの公差があります。

仕 様 表				
名称	小型合併式浄化槽 5人槽			
型式名称	CB－5型（フジクリーン工業）		※吊上目安重量：110kg	
処理対象人員	5人			
汚水量	1.00m3／d			
流入水質	BOD200mg／L	COD100mg／L	T-N 45mg／L	SS 160mg／L
放流水質	BOD 20mg／L	COD 30mg／L	T-N 20mg／L	SS 15mg／L
①	沈殿分離槽		有効容量	0.290 m3
②	嫌気ろ床槽		有効容量	0.546 m3
③	ピークカット部		有効容量	0.191 m3
④	接触ろ床槽		有効容量	0.238 m3
⑤	処理水槽		有効容量	0.119 m3
⑥	消毒槽		有効容量	0.011 m3
総 容 量		有効容量		1.395 m3
機 器 装 置 仕 様				
嫌気ろ床槽ろ材（網様円筒状）		PPまたはPE		
接触ろ床槽ろ材（網様ロール状）		PPまたはPE		
ブロウ		60L／min	φ13	連続運転
槽本体		FRP		
パイプ類		PVC、PPまたはPE		
マンホール		PPまたはFRP		
消毒剤		固形塩素剤		

配管仕様	
露出配管（ブロウ廻り）	VP
土中配管	φ40以下～VP・φ50以上～VU
槽内配管	メーカー仕様

- 注1）戸建て住宅の駐車場（車両総重量2t以下）用に限る。
- 注2）浄化槽は駐車場の下に設置すること。
- （車が通過する場所は車両重量の他、走行による衝撃荷重がかかるので避けること）
- 注3）車両等の重量に耐える地盤（長期許容地耐力が40kN/m2以上）に設置すること。
- 注4）最高地下水位1m以下の場所に設置すること。
- 注5）積雪高さ1m以下の場所に設置すること。
- 注6）浄化槽はマンホールが車両の中央になるように設置すること。
- 注7）スラブコンクリートが地盤沈下しないように良質土で水締めしながら埋め戻しを行うこと。
- 注8）スラブコンクリートの寸法は土肩に200mm以上かかる大きさとし、掘削する大きさに合わせて変更すること。
- 注9）スラブコンクリートには必ず開口補強筋を入れること。
- 注10）スラブコンクリートは駐車場の土間コンクリートと一体で打設すること。
- 注11）スラブコンクリートの鉄筋と土間コンクリートの鉄筋は、必ずラップ（40d）すること。
- 注12）機器電源は単相100Vとする。
- 注13）図中の”G. L” は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注14）浄化槽からブロウまでの距離は5m以内とする。
- 注15）流入管・放流管、同接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注16）臭突管工事、同接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 臭突管接続する場合は嵩上げ必須となります。
- 注17）ブロウ付近にコンセント×1を設置のこと。設置は浄化槽工事範囲外とする。
- 注18）岩掘削工事、杭工事、地盤改良工事、ウェルポイント工事は浄化槽工事範囲外とする。

ク ロ サ ワ 設 計 事 務 所		作成者印
1級建築士事務所 埼玉県知事登録（8）1777号 小森 勇二 1級建築士登録番号 第221874号		
工事名称 岩殿沢公衆トイレ新築工事		M-05
図面名称 浄化槽詳細図	縮尺 1/30	R8・7